

営業時間短縮に係る

感染拡大

STOP!
COVID-19

防止協力金

飲食店等
を対象

のご案内

— 中小事業者向け —

令和3年10月1日～10月24日実施分 申請受付要項

申請
受付期間

令和3年10月25日(月)～11月30日(火)

オンライン申請の場合は、
東京都産業労働局のホームページ

<https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/topics/emergency/jitan/>
上記のポータルサイトから申請してください。



目次

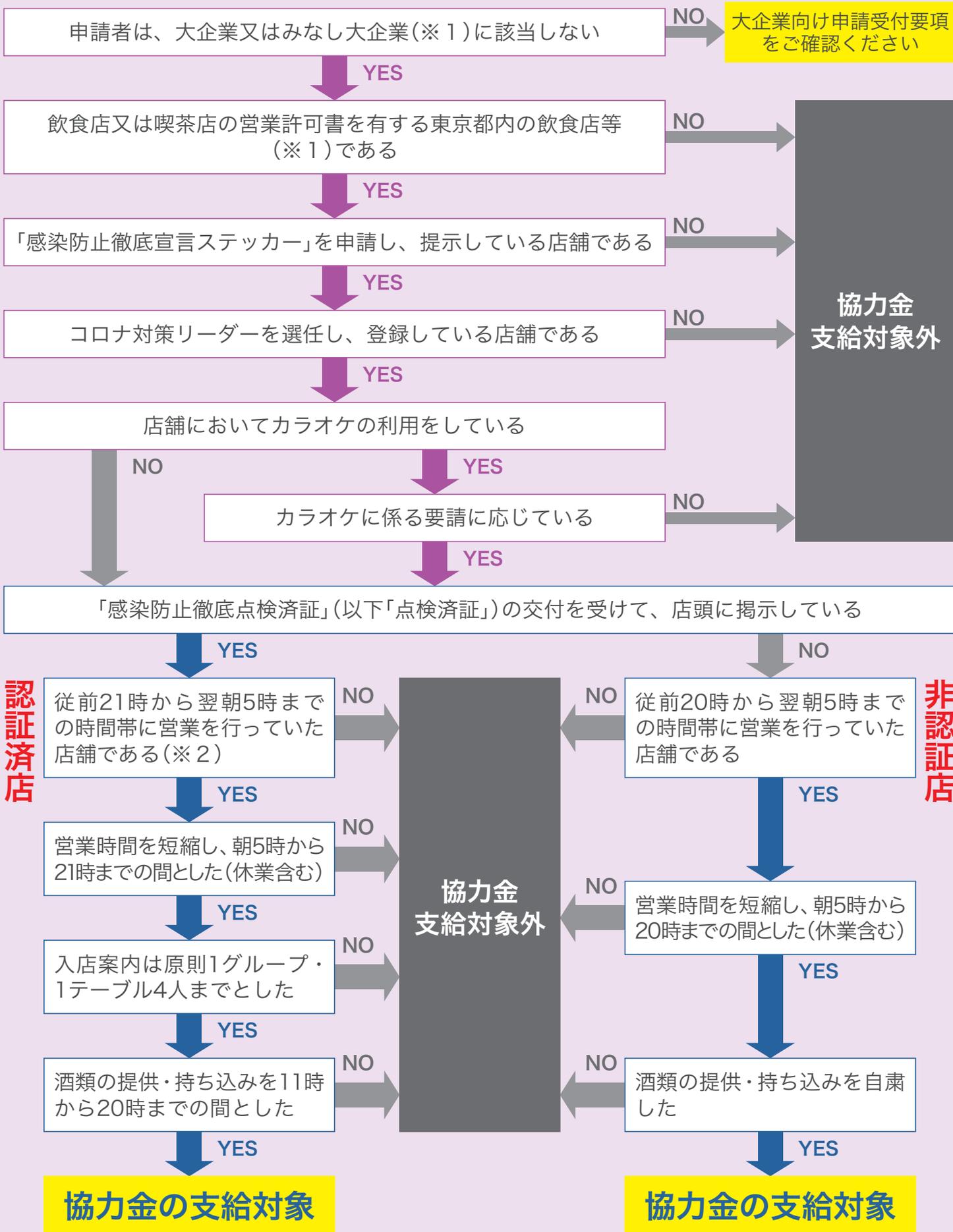
協力金の対象	P2
協力金の概要～申請受付期間及び受付方法	P3～4
協力金の申請簡素化	P5
申請時に準備する書類	P6～10
申請要件～申請から支給まで	P11～12
その他	P13
よくあるお問合せ	P14～18
支給額の算出方法等	P19～20
申請書記入例	P21～30

申請書類 (切り取ってご使用ください)

項目	東京都内の飲食店
申請者情報シート 事業者につき1枚必要	別紙1 P32
店舗情報シート 申請店舗につき1枚ずつ必要	別紙2 P33
申請単価計算シート 計算方式に応じ、店舗ごとに必要	売上高方式 別紙3-1 P38 売上高減少額方式 別紙3-2 P39 特例申請用(売上高方式) 別紙3-3 P40 特例申請用(売上高減少額方式) 別紙3-4 P41
申請金額合算シート ※売上高約8.3万円以下、1店舗のみの場合は不要	別紙4 P42
遵守事項に関する確認書	別紙5 P34
支払金口座振替依頼書	別紙6 P35
飲食店等営業許可書に係る確認書	別紙7 別紙8 P36～37

協力金の対象(店舗ごとに判定)

協力金を申請する店舗が、協力金の対象であるかをご確認ください。



※1 申請要件等はP11~もご確認ください。

※2 令和3年10月1日から非認証店として営業時間短縮に御協力いただいていた店舗で、要請期間中に点検済証の交付を受け、店頭に掲示した場合を含みます。

協力金の概要

趣旨

東京都は、都内全域の飲食店等の皆様に営業時間の短縮等へのご協力をお願いいたしました。この要請に応じて、対象となる店舗（以下「対象店舗」といいます。）を運営されている方で、営業時間の短縮等に協力いただいた中小企業、個人事業主等の皆様に対して、協力店舗ごとに協力金を支給いたします。

期間及び支給額

下記期間に全面的に協力いただいた店舗の店舗数、売上高に応じ異なります。

令和3年10月1日～10月24日実施分 ▶ 一店舗当たり60万円～480万円

支給額の算出方法には「売上高方式」と「売上高減少額方式」があります。

支給日額

前年又は前々年の 1日当たりの売上高 (売上高/日)	1店舗当たりの 協力金日額
8万3,333円以下	2.5万円
8万3,333円超～25万円以下	2.5万円～7.5万円
25万円超	7.5万円
売上高減少額方式を選択した場合	上限20万円

※店舗の所在地が都内でない場合は、協力金の対象となりません。

※要請期間中に閉店した店舗は、協力金の対象となりません。

申請手続き等

1 本協力金に関する問合せ先

感染拡大防止協力金等コールセンター

(電話) 0570-0567-92

(受付時間) 9:00～19:00 (土・日・祝日も開設しています)

2 本協力金の申請に必要な書類等の入手方法

専用ポータルサイトからダウンロードするほか、冊子については次の都関係機関等において入手できます。

- ・ 都税事務所・支所 <https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/jimusho.pdf>
- ・ 都内区市町村

申請受付期間及び受付方法

(1) 申請受付期間

令和3年10月25日(月曜日)から令和3年11月30日(火曜日)まで

(2) 申請受付方法

下記宛先に郵送することで提出できます。郵送の際は、特定記録など追跡可能な方法でお送りください。

なお、令和3年10月25日から「申請受付要項」冊子と一緒に配布している専用封筒をお使いいただき、郵便局窓口において「特定記録郵便」として出していただくことも可能です。

令和3年11月30日(火曜日)消印有効です。

【宛先】〒170-8790

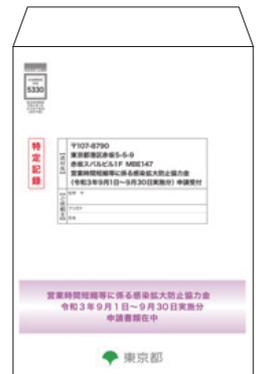
日本郵便株式会社 豊島郵便局 私書箱58号

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金

(令和3年10月1日～10月24日実施分) 申請受付

※各回の協力金ごとに郵送先が異なりますので、ご注意ください。

※都税事務所・支所への持参による申請の受付は行っておりません。



郵送

オンライン

令和3年10月25日(月)14時より、東京都産業労働局ホームページの本協力金専用ポータルサイトからWebを通じて提出できます。

東京都産業労働局ホームページ

(URL) <https://www.sangyo-rodo.metro.tokyo.lg.jp/topics/emergency/jitan/>

※11月30日(火)23時59分までに送信を完了してください。

※申請が完了した場合には、登録したメールアドレス宛に「**完了通知メール**」が届きます。



- 申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する事業者単位でまとめて申請願います。なお、**申請後の店舗追加はできません。**また、**同一事業者による複数回の申請も受け付けられない**ため、**申請前に対象店舗**を十分**ご確認**ください。

オンライン申請がお勧めです。

協力金の申請には、様々なメリットがあるオンライン申請がお勧めです。

オンライン申請のメリット

簡単

早い

便利

●申請準備に手間がかからない

様々な申請書類をWEBサイトからダウンロード・提出ができるので、書類入手・送付の手間がかかりません。また、申請サイトに必要項目を入力するだけで、申請金額が自動で計算されるため、ご自身で計算する必要はありません。振込先の金融機関コード、支店コード、申請者が法人の場合は法人番号も事前に調べる必要がなく申請サイトから検索・入力が入力が行えます。スマートフォンでも申請が可能で、**場所・時間を選ばず申請ができます。**

●申請から支給までの期間が短い

提出書類のやりとりがWEB上で完結できるため、**郵送申請に比べて振込までの期間を短縮できます。**郵送申請では、申請内容の記載の不足・誤り・判読不能などの理由により、その修正のやり取りに時間がかかるケースが目立っています。オンライン申請では、誤りがある場合は申請情報入力時にエラーが表示されるため、申請ミスを防ぐことができ、審査がスムーズに行われます。

●いつでも審査状況を確認できる

マイページにログインすると、申請した内容や、**審査状況をいつでも確認できます。**

●審査完了時にメールが届く

審査が完了すると登録したメールアドレスに「審査完了のお知らせ」のメールが届きます。

メール到着後、概ね1週間以内で入金となります。

●協力金の申請を簡素化できます。

詳細はP6をご確認ください。

協力金の申請書類の簡素化について（簡易申請）

過去に東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の支給を受けたことがある方で、お手元に

令和3年4月12日～5月11日実施分

令和3年5月12日～5月31日実施分

令和3年6月1日～6月20日実施分

令和3年6月21日～7月11日実施分

の支給決定通知をお持ちの方は、一部の提出書類を簡素化できます。

詳しくはP6をご確認ください。

●申請書類は共通様式となっております。

●申請期限までに支給決定通知が届かない場合は、通常申請をしてください。

申請時に準備する書類

申請は、店舗ごとではなく、店舗を運営する事業者単位でまとめて申請願います。

なお、**申請後の店舗追加はできません**。また、**同一事業者による複数回の申請も受け付けられない**ため、**事前に申請する店舗**を十分**ご確認ください**。

注意

対象となる協力金実施回（P5参照）の支給決定通知をお持ちの方であっても、**その回の申請時と申請者名、振込先口座が変更になった場合は通常申請を行ってください**。

	申請に必要な書類	簡易申請	通常申請
申請者情報	①感染拡大防止協力金申請書	○ ※オンライン申請の場合は直接入力してください	○
	②確定申告書類（控え）	△ ※申請する店舗の一日の売上が全て約8.3万円以下の場合は不要です	△
	③遵守事項に関する確認書	○	○
	④本人確認書類（写し）	省略可	○
	⑤支払金口座振替依頼書	不要	○
	⑥振込先口座・口座名義人確認書類	不要	○
店舗情報	⑦売上高の証拠書類	△ ※一日の売上が約8.3万円以下の店舗の場合は不要です	△
	⑧飲食店又は喫茶店の営業許可書（写し）	営業許可期間等の更新がない場合 省略可	○
	⑨感染防止徹底点検済証を店頭に掲示している写真	△ ※認証済店として申請される場合必要です。	△
	⑩営業時間・酒類の提供状況がわかる写真	○ ※⑨の有無により求められる内容が異なります	○
	⑪光熱水費等のお知らせ	省略可	△ ※⑨がある場合は不要
	⑫店舗の内観・外観が分かる写真	省略可	
	⑬感染防止徹底宣言ステッカーを店舗に掲示している写真	省略可	
	⑭コロナ対策リーダーの宣誓書（写し）	省略可	
	⑮罹災証明等	△ ※罹災特例で一日の売上高を算出される場合必要です。	△

※簡易申請で店舗を追加する場合、その店舗については通常申請と同様の書類が必要となります。なお、簡易申請された場合は、**支給決定通知番号をご記入いただいた回の協力金をお振込みした払込先口座に入金させていただきます**。

申請書類について

簡易申請
通常申請

① 感染拡大防止協力金申請書

(※) オンライン申請の場合は申請の際に必要な項目を入力してください。

● 郵送の場合

簡易申請・通常申請共通

申請者情報シート

別紙1

(P32)

+

店舗情報シート

別紙2

(P33)

+

申請内容に合わせた

別紙3-1
(P38)

別紙3-2
(P39)

別紙3-3
(P40)

別紙3-4
(P41)

② 確定申告書類(控え)

【個人事業主】 2019年又は2020年の確定申告書B(第一表・第二表)及び所得税青色申告決算書(両面)又は白色申告収支内訳書の写し

【法人】 2019年又は2020年の確定申告書別表一及び法人事業概況説明書の写し

(※) 売上高を求める月の含まれる年又は決算期の申告書をご提出ください。

(※) 收受印かe-TAX受付日時・受付番号が記載されている書類をご提出ください。押印・記載のない場合は、送信票、受信通知、納税証明書(その2所得金額用、事業所得金額の記載があるもの: 税務署で発行)のいずれかを添付してください。

(※) 消費税・地方消費税込みで記載している場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を別途作成して提出してください。

(※) 罹災特例適用の場合で2018年の確定申告書類が必要な場合は提出してください。

なお、以下の場合は、省略できます。

● **申請する全ての店舗において、一日当たりの売上高が約8.3万円以下の場合**

③ 遵守事項に関する確認書

(※) オンライン申請の場合は、確認書全体をスキャナ又は写真で取り込み、アップロードしてください。

(※) 確認書の最下部にある代表者職・氏名欄は、**必ず自署**でお願いします(ゴム印、電子署名の使用不可)。

④ 本人確認書類(写し)

(※) 氏名、住所、生年月日が確認できる書類です。なお、**現住所等が裏面記載の場合は裏面**もご提出ください。

(※) マイナンバーが記載されている書類は不可(マイナンバーカードの写しは表面のみ提出であれば可)



■ (法人) 法人代表者の運転免許証、保険証等 ■ (個人) 運転免許証、保険証等

(※) 保険証の場合は、被保険者等記号・番号の欄が見えないように消してください。

⑤ 支払金口座振替依頼書

(※) オンライン申請の場合は申請の際に必要な項目を入力してください。

省略可

不要

⑥ 振込先口座・口座名義人確認書類

- 通帳の見開き面の写し、インターネットバンキングの場合は、下記(※)の情報が全てわかるページの写しなど
- (※) カナ口座名義人、金融機関名・金融機関コード、支店名・支店番号、預金種目、口座番号がわかるページです。



⑦ 売上高の証拠書類

店舗ごとに必要

- 【売上高方式で1日当たりの売上高を計算する場合】(P19参照)
店舗ごとの2019年又は2020年の10月の売上高がわかる書類(売上台帳等)
- 【売上高減少額方式で1日当たりの売上高を計算する場合】(P19参照)
上記に加え、店舗ごとの2021年の10月の売上高がわかる書類(売上台帳等)

- (※) 売上高の証拠書類は**店舗名がわかるもの**を提出してください。申請店舗全ての売上台帳等の提出が必要です。
- (※) 消費税・地方消費税込みで記載している場合は、消費税・地方消費税を除いた金額がわかる書類を別途作成して提出してください。
- (※) 新規開店等の特例による申請を行う場合には**該当する月又は日の売上高**がわかる書類(売上台帳等)を提出してください。
- (※) テイクアウトや物品販売に係る売上高は除外します。ただし、それらが飲食業に付随する小規模のものや分離できない場合は、飲食業売上高に含めて計算することも可能とします。

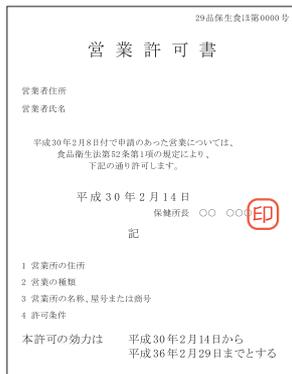
なお、以下のいずれかの場合は、省略できます。

- ・ 一日当たりの売上高が約8.3万円以下の店舗
- ・ 店舗が1か所であり、飲食業以外の事業を行っていない事業者について、確定申告書類で店舗の飲食業の月次売上高が把握できる場合

⑧ 飲食店又は喫茶店の営業許可書(写し)

店舗ごとに必要

■ (例) 飲食店営業許可書



- (※) 1店舗ごとに営業許可書(写し)が必要です。
- (※) 保健所発行の**営業許可書**を添付してください。
- (※) 公安委員会が発行した「営業許可証—社交飲食店等」では申請できません。
- (※) 直近の申請時以降、**営業許可の更新手続きを行った場合**は、最新の営業許可書を添付してください。
- (※) 営業許可書の**営業者氏名が申請者と一致しない場合**は、両者の関係を示す書類及び「**飲食店等営業許可書に係る確認書**」別紙7(P36)又は別紙8(P37)が必要です。

⑨ 感染防止徹底点検済証を店頭に掲示している写真

店舗ごとに必要

「徹底点検TOKYOサポート」プロジェクトによる店舗への点検が実施された時点において、都の定める基準を満たしていることが確認された場合に発行される点検済証(コロナ対策リーダーをオンラインで登録された方はMy pageよりダウンロードできます)を**店頭に掲示していることがわかる写真**

この資料の有無により、認証済店・非認証店の判定を行います。営業時間の短縮や酒類の提供に関する要請内容が異なりますので、ご注意ください。



10 店舗ごとに必要

営業時間・酒類の提供状況がわかる写真

■ (例) 営業時間短縮等を告知するポスターを掲示している写真、チラシ、DM等



(※) 申請する **店舗の名称** や **営業時間を短縮する期間** (令和3年10月1日～10月24日) **営業時間短縮等の状況** が明記された書類をご提出ください。

(※) **認証済店(A)と非認証店(B)で要請内容は異なります。**

■ (悪い例)

- (※) 短縮後の営業時間かどうかわからない。
- (※) 申請店舗かどうかわからない。
- (※) 酒類の提供中止の状況がわからない。

11 店舗ごとに必要

光熱水費等のお知らせ(検針票)又は領収書(写し)



(※) **店舗所在地が記載されているもの**

(※) 営業時間短縮要請前から営業活動を行っていたことを確認する書類のため、令和3年5月1日以降の期間が含まれるものを用意してください。

(※) 申請する店舗が「その場所」で「営業時間短縮要請前」から「営業活動を行っていた」ことを確認する書類として、**対象店舗の所在地が記載されているものであれば、以下のような書類で代替が可能です。**

- (例) ・店舗の賃貸借契約書+家賃請求書(8月分)
 ・店舗固定電話の請求書(8月が使用期間のもの) ※店舗宛てに請求書が届く場合
 ・おしぼりの納品書+請求書(8月分)
 ・パレットのリースに係る納品書+請求書(8月分) など

12 店舗ごとに必要

店舗の内観及び外観がわかる写真



(※) 内観、外観それぞれ以下の点に留意してください。

【内観】 ・常態として **飲食できるスペースがあるかどうか**を確認できるよう、なるべく広く店内が写っている写真としてください。
 ・イス1つだけの写真や極端に接写している写真など、店内がわかりにくい場合には、追加で写真の提出が必要となります。

【外観】 ・**店舗の全景**に加え、「のれん」や看板など、**店舗名がわかる写真**としてください。看板やロゴ等の位置によっては複数枚の写真となっても差し支えありません。
 ・看板のない扉だけの写真など、店舗としての外観がわかりにくい場合には、追加で写真の提出が必要となります。

■ (悪い例)

【内観】



(※) 店内かどうかわからない。



(※) 飲食スペースが写っていない。

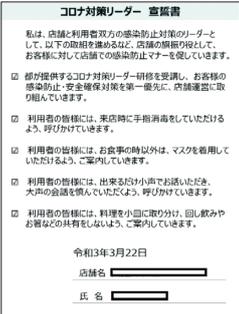
【外観】



(※) 申請店舗かどうかわからない。



(※) 看板が無く、申請店舗かどうかわからない。

<p>簡易申請 通常申請</p> <p>△ ⑨ を提出した場合省略可</p> <p>省略可</p>	<p>⑬ 「感染防止徹底宣言ステッカー」を店舗に掲示している写真</p> <p>店舗ごとに必要</p>  <p>(※) 「感染防止徹底宣言ステッカー」そのもののコピーや写真を添付するのではなく、店舗に掲示していることが明確にわかる写真をご提出ください。</p>  <p>(※) 感染防止徹底宣言ステッカーの申請が必要です。 (※) ステッカーに印字された店舗の名称が見える写真を提出してください。 (※) 店舗の名称が空白もしくは手書きのものは認められません。</p>
<p>△ ⑨ を提出した場合省略可</p> <p>省略可</p>	<p>⑭ コロナ対策リーダーの宣誓書(写し)</p> <p>店舗ごとに必要</p>  <p>(※) コロナ対策リーダー登録後にダウンロード可能になる宣誓書の写し (※) 下記の場合は省略可</p> <ul style="list-style-type: none"> ・⑬で提出いただく「感染防止徹底宣言ステッカー」の写真において、コロナ対策リーダー研修修了を証明する王冠シールが貼付されている場合 
<p>△ 必要の方のみ</p> <p>△ 必要の方のみ</p>	<p>⑮ 罹災証明書等(必要な方のみ)</p> <p>店舗ごとに必要</p> <p>(※) 罹災特例による申請を行う場合には罹災証明書等を提出してください。 (例) 消防署で発行される罹災証明書、災害があったことがわかるもの(災害保険の支払請求書等)</p>

(※) 複数店舗を申請される場合は、⑦～⑮についてそれぞれの店舗ごとにご提出ください。

(※) 申請書の記入にあたっては、P21～30の記入例をご確認ください。

(※) 各書類、写真は鮮明に読み取れるものをご提出ください。

(※) 申請にあたって提出を省略できる書類でも、審査時に確認のため提出をお願いすることがあります。

申請要件

本協力金の申請要件は、次の全ての要件を満たす者とします。

■都内に主たる店舗又は従たる店舗を有し、かつ、大企業及び大企業が実質的に経営に参画（以下「みなし大企業」という（※））していない次のいずれかの法人等であること。

- (1) 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業及び個人事業主
- (2) 特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの
- (4) 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者に該当する組合であって、常時使用する従業員の数が（1）の中小企業と同規模のもの

※大企業及び「みなし大企業」については、大企業向け申請受付要項をご覧ください。

■東京都からの営業時間短縮等の要請の開始日（令和3年10月1日）より前から、食品衛生法に定める飲食店営業許可又は喫茶店の営業許可を取得し、都内において飲食店等を営業していること。

■営業時間短縮の要請に、令和3年10月1日から10月24日まで全面的にご協力いただいた中小企業・個人事業主等であること。

要請の内容は認証済店・非認証店で異なります。

	A 認証済店	B 非認証店
区分	「感染防止徹底点検済証」（以下「点検済証」という。）の交付を受け、かつ、これを店頭に掲示している店舗	点検済証の交付を受けていない又は掲示していない店舗
営業時間の短縮	従前21時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた店舗において、5時から21時までの間に営業時間を短縮（休業含む）	従前20時から翌朝5時までの時間帯に営業を行っていた店舗において、5時から20時までの間に営業時間を短縮（休業含む）
人数	1グループ・1テーブル4人以内	—
酒類提供・持込	11時から20時までの間は可	自粛

■飲食を主として業とする店舗で、カラオケ設備を提供している場合は、カラオケ設備の利用を自粛すること。また、飲食を主として業とする店舗以外で、カラオケ設備の提供を行う場合は、利用者の密を避け、換気を確保する等、感染対策を徹底すること

5 ガイドラインを遵守のうえ点検済証または「感染防止徹底宣言ステッカー」を、申請した対象店舗において要請期間中に顧客が見やすい場所に掲示していること。

6 申請にあたって、「コロナ対策リーダー」を店舗ごとに選任の上、登録していること。

7 申請事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員又は同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しないこと。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が、申請事業者の経営に事実上参画していないこと。

8 過去に、虚偽の申請を行っていないこと。

(※)「みなし大企業」とは、次に掲げる事項に該当する場合をいいます。

- ・大企業が単独で発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を所有又は出資していること。
- ・大企業が複数で発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を所有又は出資していること。
- ・役員総数の2分の1以上を大企業の役員又は職員が兼務していること。
- ・その他大企業が実質的に経営を支配（例：(1) 大企業及びその子会社等が過半数の議決権を保持する場合、(2) 大企業及びその子会社等が議決権について指示できる場合）する力を有していると考えられること。

申請から支給まで

1 申請書類の提出

令和3年11月30日(火)までに申請書類をご提出ください。申請期限以降の受付はいたしませんので、余裕をもってご提出ください。また、申請書類の返却はいたしませんので、**控えが重要な場合**はあらかじめ**コピーを取って**ください。

2 申請書類の審査

申請書類の受理後、支給要件を満たしているか審査を行います。なお、審査の上で、必要に応じ追加書類の提出及び説明を求めることがあります。また、申請者については、東京都からの要請に対して協力を表明していただいた事業者として、本協力金のポータルサイトにおいて、対象店舗名(屋号等)及び所在する区市町村名をご紹介します。

3 協力金の支給

申請書類の審査の結果、適正と認められるときは協力金を支給の決定を行い、後日支給に関して通知いたします。なお、申請書受理から支給まで、オンライン申請は最短2週間、郵送申請は3週間となっております(※郵送申請は申請書のデータ化などに時間を要することから、オンライン申請より時間がかかります)。一方、申請書類の審査の結果、本協力金を支給しない旨の決定をしたときは、後日不支給に関して通知いたします。

その他

- (1) 本協力金支給の決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、東京都は、本協力金の支給決定を取り消します。この場合、申請者は、協力金全額を東京都に返還するとともに、協力金と同額の違約金を支払う必要があります。
- (2) 本協力金支出事務の円滑・確実な実行を図るため、必要に応じて、東京都は、対象店舗の営業時間短縮の取組に係る実施状況に関する検査、報告又は是正のための措置を求めることがあります。
- (3) 東京都は、申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することがあります。
- (4) 東京都は、申請書類等に記載された情報を、国の支給金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関等から求めがあった場合、その限度で提供することがあります。

感染拡大防止協力金の不正受給は**犯罪**です！

下記のような虚偽申請や不正な申請は、すべて**犯罪**(詐欺罪の場合、10年以下の懲役)です。絶対に行わないでください。

- × 営業時間短縮等の要請に応じていない(例：非認証店であるが、酒類の提供や午後9時以降営業を実施)にもかかわらず、協力金を申請する。
- × 営業実態がない店舗であるにもかかわらず、協力金を申請する。
- × 営業許可書など、申請に必要な書類を偽造して提出する。
- × 月別の売上高を過大又は過小に偽って申告する。

虚偽や不正な申請による受給が判明した場合、**協力金全額の返還**に応じていただきます。また、協力金と同額の**違約金の支払い**を求めます。

よくあるお問合せ

対象者

○ 都内の飲食店等が対象になるとのことですが、具体的にはどのような店舗が協力金の対象となるのですか？

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和3年10月1日から10月24日までの間に営業時間短縮等の要請に全面的に協力をいただいた都内の飲食店等が対象になります。

なお、**以下の店舗は協力金の対象とはなりません**ので、ご注意ください。

- ① 総菜・弁当・和菓子・洋菓子・ドリンクスタンドなどの持ち帰り専門の店舗
(飲食店営業許可書・喫茶店営業許可書に「客室または客席を設けないこと」等の条件が付されている店舗及び、飲食する場所を設けていない店舗が該当します。)
- ② ケータリングなどのデリバリー専門の店舗
- ③ イートインスペースを有するスーパーやコンビニ等の小売店
- ④ 自動販売機(自動販売機内で調理を行うホットスナックなど) コーナー
- ⑤ ネットカフェ・漫画喫茶
- ⑥ 飲食スペースを有さないキッチンカー
- ⑦ ホテルや旅館等の宿泊施設において、宿泊客のみに飲食を提供する場合
- ⑧ 葬祭場等の人が集まる施設であって、当該施設本来の目的で利用する客のみに飲食を提供する場合
- ⑨ 学校、病院その他の施設において、集団給食業務を行う場合
- ⑩ 行事や祭り、イベント等で出店を行う場合
(飲食店営業許可書に「臨時」と記載されているもの及び、実態として露店やテントなど常設の店舗と考えられないもの)

[参考：東京都におけるリバウンド防止措置(令和3年9月28日発表)]

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1009757/1015636.html>



○ 誰が協力金を受け取ることができますか？

飲食店を対象とした協力金については、飲食店営業許可等をお持ちの上で、協力金の対象店舗を運営し、営業時間短縮の要請に全面的に応じた企業・個人事業主等が受け取ることができます。

○ 協力金の支給を受けるには、いつから営業時間の短縮をする必要がありますか？

令和3年10月1日から10月24日までの間に営業時間短縮の要請に全面的にご協力いただくことが必要です。また、店舗に係る要件として、営業時間短縮等の要請の開始日より前から、必要な許可等を取得のうえ営業を行っていることが必要です。

○ 要請期間中に飲食店(喫茶店) 営業許可の停止処分を受けました。その場合でも協力金の支給対象になりますか？

飲食店を対象とした協力金を受給するには、令和3年10月1日から10月24日までの全ての期間、飲食店営業許可等を有していることが必要です。そのため、期間中に営業停止処分等を受けた場合は、協力金の対象外となります。

○ 営業時間の短縮ではなく、休業をしていますが、協力金の支給対象となりますか？

認証済店で従前21時から翌朝5時までの間に営業していた店舗休業をした場合、また非認証店で従前20時から翌朝5時までの間に営業していた店舗が休業した場合は、営業時間の短縮に御協力いただいたこととなりますので、協力金の支給対象となります。

○「中小事業者向け」の協力金の対象となる「中小企業・個人事業主等」とはどのような規模の事業者を指すのでしょうか？

都内に主たる店舗又は従たる店舗を有し、かつ、大企業及び「みなし大企業」に該当しない、次のいずれかの法人等を指します。

- (1) 中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条に規定する中小企業及び個人事業主
[参考：中小企業庁HP] <https://www.chusho.meti.go.jp/soshiki/teigi.html>
(飲食店は「小売業」の区分が適用となります。)
- (2) 特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、常時使用する従業員の数が(1)の中小企業と同規模のもの
- (3) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)に規定する一般社団法人又は一般財団法人であって、常時使用する従業員の数が(1)の中小企業と同規模のもの
- (4) 中小企業信用保険法(昭和25年法律第264号)第2条に規定する中小企業者又は小規模企業者に該当する組合であって、常時使用する従業員の数が(1)の中小企業と同規模のもの

○要請に応じた時短営業による閉店後、テイクアウト販売やデリバリーでの営業を続けても協力金の対象になりますか？

テイクアウト販売やデリバリーでの営業は、営業時間短縮の要請の対象外であるため、要請に応じた時短営業による閉店後に継続しても問題ありません。ただし、テイクアウト専門店や宅配のみの業態については、そもそも営業時間短縮の要請の対象外であるため、要請に協力いただいた方を対象とする本協力金の対象となりません。

○食品衛生法に定める飲食店営業許可を受けたライブハウスを運営しています。営業時間短縮の要請に協力し営業時間を短縮して閉店した後、店舗内で清掃や練習を行っても協力金の対象となりますか？

従業員による店舗の清掃や練習、オンライン配信のための撮影などで店舗に立ち入っても、営業していることには該当しません。必要な要件を満たすことで、協力金の対象となります。ただし、閉店後のオンライン配信に使用する場合であっても同時に複数の演奏者等が集まることを避けるなど、感染拡大の防止を徹底していただくことが必要です。

○営業時間の短縮の要請等の対象となっていない施設にテナントとして入居して飲食店を営んでいます。支給対象となりますか？

店内やフードコートなど施設内での飲食を前提とした飲食店で、要請内容に応じた営業時間の短縮等にご協力をいただいている場合は、支給の対象となります。支給対象者は飲食店営業許可書に営業者として記載のある方となります。

○スポーツクラブなど、営業時間短縮の対象にならない施設内において、飲食店営業許可を受けた喫茶コーナーを運営しています。喫茶コーナー部分のみを飲食店等への営業時間短縮の要請に応じて協力をすれば、協力金の対象となりますか？

【スポーツクラブと喫茶コーナーの運営事業者が同一の場合】

飲食店として協力金を受け取るためには、施設全体(=この場合ではスポーツクラブ全体)での時短要請への協力が必要となります。このため、喫茶コーナーだけの営業時間短縮では、協力金の支給対象とはなりません。

【喫茶コーナーの運営事業者がテナントとして入居している(=別事業者)場合】

喫茶コーナーの運営事業者が許可を受け営業している場合、喫茶コーナーのみが時短要請に協力し、支給要件を満たすことで協力金の対象となります。

○カラオケ設備の利用を自粛とあるが、設置自体も認められないのですか？

カラオケ設備利用の自粛の要請は、カラオケ設備を店舗に設置することを否定するものではなく、新型コロナウイルス感染症対策のための期間限定的な措置です。

○「感染防止徹底宣言ステッカー」を掲示していないと、協力金は支給されませんか？

協力金の対象要件として、ガイドラインを遵守の上、「感染防止徹底宣言ステッカー」または点検済証を掲示していただくことが必要です。

○コロナ対策リーダーを選任していないと、協力金は支給されませんか？

コロナ対策リーダーは、店舗ごとに選任し、都のホームページから登録をしないと協力金は支給されません。

※感染防止徹底宣言ステッカー/コロナ対策リーダーについては、下記もご参照ください。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1008420/index.html>



○「感染防止徹底点検済証」とは何ですか。どうすればもらえますか？

都は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と経済社会活動との両立を図るため、これまでの飲食店等に対する感染防止ガイドラインの取組を更に発展させ、都内飲食店等に対する点検・サポートの取組として、「徹底点検TOKYOサポート」プロジェクトを実施しております。「感染防止徹底点検済証」は、「徹底点検TOKYOサポート」プロジェクトによる店舗への点検が実施された時点において、都の定める基準を満たしていることが確認された場合に発行されます。

※「徹底点検TOKYOサポート」プロジェクトについては、下記もご参照ください。

<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/taisaku/torikumi/1008262/1013511/index.html>



○要請期間当初は非認証店でしたが、要請期間内に感染防止徹底点検済証を取得し、店頭に掲示したので、認証済店となりました。この場合、どちらの要請内容に従えば協力金の対象となりますか。

10月1日から点検済証を取得するまでは、非認証店として要請にご協力いただき、取得後は、認証済店として要請にご協力いただいた場合に、協力金の対象となります。

(例) 10月10日に点検済証が発行され、翌日に店頭に掲示した場合

10月1日から10月10日まで、非認証店として20時までに営業時間を短縮し、酒類の提供及び持込を自粛する。10月11日から10月24日までは認証済店として21時までに営業時間を短縮し、酒類の提供及び持込は11時から20時までの間とするほか、1グループ・1テーブル4人以内とする

○感染防止徹底点検済証は交付されたが、店頭に掲示しないで酒類を提供しました。この場合、協力金の対象になりますか。

感染防止徹底点検済証の交付を受け、店頭に掲示している店舗については、認証済店として、営業時間の短縮は5時から21時までとし、また11時から20時までの間の酒類の提供・持ち込みを可としています。徹底点検済証の交付を受けていない、または受けていても店頭に掲示していない場合は、非認証店となり、営業時間の短縮は5時から20時まで、また酒類提供・持ち込みは自粛をお願いしています。

協力金は要請に全面的に応じていただいた場合に支給をいたしますので、「感染防止徹底点検済証」を交付されていても、店頭に掲示せずに21時まで営業したり、酒類を提供していたりした場合は、協力金の支給対象外となります

感染防止徹底宣言ステッカー/コロナ対策リーダー/感染防止徹底点検済証に
関する問い合わせ先

《東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター》

電話番号：03-5388-0567

開設時間：9：00～19：00まで(土・日・祝日含む毎日)

申請書の書き方

○ 申請書の住所の記載で注意することはありますか？

申請書（またはWEBの申請画面）等で記載いただく住所については、以下4点の住所の一致が必要です。必ず確認してください。

「申請者住所」＝「遵守事項に関する確認書の住所」＝「本人確認書類の住所」＝「営業許可書の営業所住所」

※一致しない場合には、転居や住所相違に関する資料を添付してください。

営業許可書について

○ 営業許可書について注意することはありますか？

営業許可書については、特に不備が多く見られます。下記事例を参考に、適切な営業許可書の添付をお願いいたします。

<不備事例>

① 営業許可書の営業所所在地が申請店舗の住所と一致していない

- ・ 営業許可書の「営業所の所在地」は、申請店舗の住所と一致していることが必要です。
- ・ 移転している場合は、移転後の営業許可書を添付してください。

② 営業許可書の店舗名が申請店舗の名称と一致していない

- ・ 営業許可書の「営業所の名称」は、申請店舗の名称と同じであることが必要です。
- ・ 店舗の名称を変更している場合は、営業許可書表面に加え、変更記事が記載された面も添付してください。変更後まもなくで新しい店舗名称の営業許可書が手元がない場合は、変更手続きを行っていることを証明する書類を提出してください。

③ 営業許可書の営業所氏名が申請者と一致していない

- ・ 原則として、営業許可書の発行を受けている方が協力金申請の対象者となります。対象者が申請をしてください。
- ・ 一致しない場合には両者の関係を示す書類を提出いただき、審査することとなります。「飲食店等営業許可書に係る確認書 **別紙7**」又は **別紙8**」（本冊子のP36～37、またはポータルサイトからダウンロード）と合わせて必要な書類をご提出ください。

④ 営業許可書の営業許可期間が要請期間中で途切れている

- ・ 以下の場合には、新旧両方の営業許可書の提出が必要です。
 - 1) 営業許可期間の始期が10月1日以降となる場合→**更新前**の許可書も必要
 - 2) 営業許可期間の終期が10月24日より前で満了する場合→**更新後**の許可書も必要

⑤ 飲食店営業許可書又は喫茶店営業許可書ではない書類が添付されている

- ・ 本協力金の申請には、食品衛生法で定める保健所が発行した飲食店営業許可書又は喫茶店営業許可書の提出が必要です。それ以外の許可書では協力金の申請はできません。
- ・ 公安委員会が発行した「営業許可証－社交飲食店等」では申請できません。

申請手続き

○ 提出書類は簡素化できますか？

P5記載の支給決定通知をお持ちの方で、前回申請時と申請者名、振込先口座が同一である場合、すでにご提出いただいた一部の書類の提出が省略できる簡易申請をご利用いただけます。なお、それ以外の支給決定通知では、簡易申請することはできません。また、**一日の売上高が約8.3万円以下で、一律1日2.5万円の支給額で申請される方は、確定申告書・売上高を証明する書類の提出の必要はありません。**その他、「感染防止徹底点検済証」をご提出いただければ、P7～10に記載の⑪～⑭の書類の提出を省略できます。

○ 支給決定通知は届いていますが、指定口座への協力金の入金がありません。いつ、支給になりますか？

通帳等に表示される振込名義は「トジタンキヨウリヨクキン」(ただし、表示される箇所まで)となりますので、今一度、ご確認をお願いします。

○ レンタルキッチンを借りて、不定期に飲食店を開いています。飲食店の営業許可書は取得していますが、協力金の対象となるでしょうか？

レンタルキッチン、シェアキッチン等を借りて営業している場合、店舗の営業に関する全体的な管理権限を有していないため、協力金の対象とはなりません。

○ なぜこれだけ多くの提出書類が必要なのですか？

申請にあたって提出をお願いしている書類は、協力金の支給要件を満たしているかを確認させていただくために必要な書類です。確定申告書類(控え)や売上台帳等は、協力金の支給金額の根拠となる申請店舗の売上高を確認する資料となります。また、光熱水費のお知らせや、内観・外観写真については、要請にご協力いただいた店舗が要請の開始日以前から都内において飲食店として営業をしていたことを確認するために提出をお願いしているものです。ご理解の上、提出についてご協力をお願いいたします。

支給額の算定

○ 一日の売上高を計算する際、定休日は除外し、実際に営業した日数で割ってもいいですか？

暦日数(カレンダーの日数)で割って算出してください。10月は31日間です。また、特例等により選択した月が例えば2019年2月の場合は、28日間、2020年2月の場合は、29日間(うるう年)となります。開店から要請期間の開始まで1か月に満たない場合は、その実際の期間の売り上げを暦日数で割って算出してください。

○ 中小企業ですが、一店舗当たりの一日の支給単価の上限額は7.5万円でしょうか？

売上高方式を選択いただいた場合の一店舗当たりの一日の支給単価の上限額は7.5万円です。売上高減少額方式を選択いただいた場合は、一店舗当たりの一日の支給単価の上限額は20万円となります。

○ 新規開店の特例により、10月ではなく、任意の1か月を選択したいのですが、例えば2019年11月15日から開店したので、11月15日から12月14日までの1か月を選択してもよいですか？

1か月を選択する場合、月の途中からカウントすることができません。この場合、2019年12月以降の1か月を選択してください。

○ 中小事業者ですが、2020年の10月はコロナ禍による休業、2019年の10月は店舗の改装により、ともに売り上げがほとんどありませんでした。この場合、10月ではなく、特例として任意の1か月を選択して計算をしてもよいですか？

原則として、新規開店や合併、罹災などの特例に当てはまらない場合は、一日の売上高約8.3万円以下(一律1日2.5万円の支給単価)として計算していただくこととなります。特例として申請いただいた場合は、審査の上でご事情をお伺いすることとなります。

支給額の算出方法等

中小事業者（中小企業及び個人事業主）の皆様は、事業者ごとに、「売上高方式」「売上高減少額方式」を選択いただき、店舗ごとの支給額を算出してください。なお、店舗ごとに方式を選択することはできませんのでご注意ください。

大企業の皆様は、「売上高減少額方式」を用いて、店舗ごとの支給額を算出してください。

支給額は、店舗ごとの「1日当たりの売上高」を基に算出します。「1日当たりの売上高」は、営業時間短縮要請月（10月）の売上高総額を31日（10月の暦日数）で除すことにより算出した金額です（消費税及び地方消費税は除きます）。

I 支給額の算出方法

(1) 売上高方式

2019年又は2020年の10月の1日当たりの売上高により支給額を算出

1日当たりの売上高

8万3,333円以下 : 一律2.5万円×24日（要請日数）

8万3,333円超～25万円以下 : $\frac{1日当たりの売上高 \times 0.3 \times 24日}{千円未満切上げ}$

25万円超 : 一律7.5万円×24日

(2) 売上高減少額方式

$\frac{(2019年又は2020年の10月の1日当たりの売上高 - 2021年10月の1日当たりの売上高) \times 0.4 \times 24日}{千円未満切上げ}$ または $\frac{2019年又は2020年の10月の1日当たりの売上高 \times 0.3}{千円未満切上げ}$
×24日のうち、いずれか低い額

※2021年の10月の1日当たりの売上高は10月1日～10月31日までの売上高を31日で除した金額となります。したがって、売上高減少額方式で算出される場合は10月の売上高確定後申請してください。

Ⅱ その他

新規開店等の特例による支給額

A 2019年10月2日以降開店の場合

売上高方式： $\frac{\text{任意に選択した1か月分の売上高}}{\text{日数}} \times 0.3 \times 24\text{日}$
千円未満切上げ

売上高減少額方式： $\frac{(\text{任意に選択した1か月の1日当たりの売上高} - 2021年10月の1日当たりの売上高) \times 0.4 \times 24\text{日}}{\text{千円未満切上げ}}$ または $\frac{\text{任意に選択した1か月の1日当たりの売上高} \times 0.3 \times 24\text{日}}{\text{千円未満切上げ}}$ のうち、いずれか低い額

B 合併、法人成り、事業承継など

事業の継続性が認められる場合は、上記Iのとおり
事業の継続性が認められない場合は、上記Aのとおり

C 罹災特例

2019年及び2020年の10月に震災・風水害・火災等の影響があった場合

売上高方式： $\frac{2018年10月の1日当たりの売上高}{\text{千円未満切上げ}} \times 0.3 \times 24\text{日}$

売上高減少額方式： $\frac{2018年10月の1日当たりの売上高 - 2021年10月の1日当たりの売上高}{\text{千円未満切上げ}} \times 0.4 \times 24\text{日}$ または $\frac{\text{任意に選択した1か月の1日当たりの売上高} \times 0.3 \times 24\text{日}}{\text{千円未満切上げ}}$ のうち、いずれか低い額

—— 営業時間短縮要請等の対象となる申請店舗の飲食業の売上高のみ対象 ——

テイクアウトや物品販売に係る売上高は除外してください。ただし、それらが飲食業に付随する小規模のものや分離できない場合は、飲食業売上高に含めて計算することも可能とします。

支給日額

前年又は前々年の1日当たりの売上高 (売上高/日)	1店舗当たりの 協力金日額
8万3,333円以下	2.5万円
8万3,333円超～25万円以下	2.5万円～7.5万円
25万円超	7.5万円
売上高減少額方式を選択した場合	上限20万円

記入例

申請者情報シート(簡易申請・通常申請共通) ※必ず提出が必要です

中小事業者向け		別紙 1	
営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 申請書 (令和3年10月1日～10月24日実施分)			
東京都知事 殿 東京都からの営業時間短縮の要請に基づき、以下のとおり取り組んだため、営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金を申請します。 なお、記載した(チェックした)事項については事実と相違ありません。			
記入日	令和 3 年 10 月 25 日		
1 申請者の情報			
法人の方			
所在地	〒 1 6 3 - 8 0 0 1 東京 都 新宿 区		区
	西新宿 2 - 8 - 1		
フリガナ	カブシキガイシャ トチョウサンギョウ		代表者職名 代表取締役社長
法人名	株式会社 都庁産業		代表者氏名 東京 太郎
中小企業者であることの確認 ※2をチェックした場合は記入不要です	資本金 (又は出資金) ①	中小企業基本法上の業種 ②	常時雇用する従業員数
法人番号 ③	※13桁を必ずご記入ください。		
個人事業主の方			
住所	〒 都道府県 区・市 町・村		
フリガナ	明治・大正・昭和・平成		
氏名 ④	生年月日 ⑤	年	月 日
日中連絡が取れる方 ⑥	フリガナ 氏名 シンジュク シロウ 新居 二郎	電話番号	03-1234-5678
2 今までの営業時間短縮協力金の申請状況			
申請状況	東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の「令和3年4月12日～5月11日実施分」「令和3年5月12日～5月31日実施分」「令和3年6月1日～6月20日実施分」「令和3年6月21日～7月11日実施分」の支給決定通知を持っています。		
申込番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0	※「令和3年4月12日～5月11日実施分」「令和3年5月12日～5月31日実施分」「令和3年6月1日～6月20日実施分」「令和3年6月21日～7月11日実施分」の支給決定通知に記載の申込番号(8桁～10桁)を左詰めでご記入ください。	
3 支給額の算出方法			
<input checked="" type="checkbox"/> 売上高方式 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。 ※店舗ごとに方式を選択することはできません。	<input type="checkbox"/> 売上高減少額方式 ① 2019年又は2020年の10月の1日当たりの売上高 - 2021年の10月の1日当たりの売上高 × 0.4 × 24日 (要請日数) ※上限：①又は②の低い額 (上限20万円)	2019年又は2020年の10月の1日当たりの売上高に支店数を算出します。 8万3,333円以下：一律2.5万円×24日 (要請日数) 千円未満切り上げ 2.5万円超：一律7.5万円×24日 (要請日数)	
※支給額は、店舗ごとの「1日当たりの売上高」を算出します。「1日当たりの売上高」は、営業時間短縮要請期間(10月)の売上高総額を31日(10月の総日数)で割ることで算出した金額です(消費税及び地方消費税は除きます)。			
4 特例申請する店舗の有無			
特例申請する店舗の有無 ⑨	<input checked="" type="checkbox"/> 特例申請なし <input type="checkbox"/> 特例申請あり		
5 今回申請する店舗数、営業時間短縮協力金			
今回申請する店舗数 合計	2 店舗		
今回申請する協力金 合計 ⑩	9,000,000 円		
※申請準備計算シート及び店舗情報シートを用いて計算した後、申請金額合算シートで申請金額の合計を算出して記入してください。			

① 資本金

通常申請の方はご記入ください

② 中小企業基本法上の業種

通常申請の方は下記のいずれかを記入してください

- ・小売業
- ・サービス業
- ・製造業その他

※主に飲食店を含む事業者は小売業となります

③ 法人番号

法人の場合は13桁の法人番号を必ず記入してください

④ 氏名(個人事業主の方)

個人事業主の方は、氏名欄に「屋号」ではなく、申請者の方の個人名を記入してください

⑤ 生年月日

必ず和暦で記入してください

⑥ 日中連絡先

日中連絡が取れる方の情報を必ず記入してください

事務局からの申請に関するお問合せをすることがあります

⑦ 申請状況

簡易申請で申請される場合は、必ずチェック・申込番号をご記入ください

⑧ 支給額の算出方法

「売上高方式」「売上高減少額方式」のいずれかを選択してください。

なお、店舗ごとに異なる方式を選択することはできません

⑨ 特例申請する店舗の有無

協力金額の算出にあたって、特例により算出する店舗の有無をチェックしてください

⑩ 今回申請する店舗数、営業時間短縮の協力金

今回申請する店舗の合計数と、申請金額の合計を記入してください

※2店舗以上申請される場合は、申請金額合算シートの合算額を記入してください

店舗情報シート（簡易申請・通常申請共通） ※必ず提出が必要です

店舗情報を記入するシートです。

記入例

⑪ 基本情報 / 取組内容

店舗ごとの情報を記入、チェックしてください

⑫ 申請金額の算出

申請単価計算シートで算出した申請単価を記入してください

店舗情報シート(簡易申請・通常申請共通) ※必ず提出が必要です

中小事業者向け
店舗情報シート

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。



別紙2

TK1502

6 営業時間短縮等を行った店舗の情報 【 1 店舗目 】

フリガナ	イザカヤマルマルシンジュクテン		電話番号	03-1234-5678	
店舗名称	居酒屋 ● ● 新宿店				
所在地	〒		都		区市町村
営業許可書の番号					
基本情報 ⑪	<input checked="" type="checkbox"/> 従前の営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供状況 <small>※いずれかに必ずチェックをつけてください。</small>	<input checked="" type="checkbox"/> 感染防止徹底点検済証の交付を受け、店頭に掲示している (要請期間途中からの交付・掲示を含む)			取組内容欄①または②を チェックしてください。
	<input type="checkbox"/> 従前の営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供状況 <small>※いずれかに必ずチェックをつけてください。</small>	<input type="checkbox"/> 感染防止徹底点検済証の交付を受けていない 又は 交付を受けているが店頭に掲示していない			取組内容欄③を チェックしてください。

※簡易申請で、前回申請した店舗と同一の店舗の場合は所在地の記入は不要です。

※営業許可書の番号は、数字だけでなく、漢字、カタカナ、記号（ハイフン等）も含めて、全て記入してください。

※申請の際に添付する営業許可書の番号と、上の欄に記載する番号が異なる場合、申請が受理されない場合がありますのでお間違いのないよう、記入してください。

※申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。

取組内容	ステッカーの掲示	<input checked="" type="checkbox"/>	ガイドラインを遵守の上、「感染防止徹底宣言ステッカー」または「感染防止徹底点検済証」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。 <small>※必ずチェックをつけてください。</small>
	コロナ対策リーダーの選任	<input checked="" type="checkbox"/>	申請する店舗でリーダーを選任し、都のホームページに登録しています。 <small>※必ずチェックをつけてください。</small>
	カラオケ提供状況	<input checked="" type="checkbox"/>	(飲食を主として業とする店舗) カラオケ設備の利用を自粛しました (飲食を主として業とする店舗以外) 利用者の密を避ける等、感染対策を徹底しました 又は カラオケ設備を従来から利用していません <small>※必ずチェックをつけてください。</small>
	営業時間と酒類提供時間の短縮等 <small>※いずれかに必ずチェックをつけてください。</small>	<input checked="" type="checkbox"/> ① <input type="checkbox"/> ② <input type="checkbox"/> ③	従来21時を超え、朝5時までの間に営業していたが、令和3年10月1日から10月24日までの間、5時から21時までの間に営業時間を短縮し、酒類の提供は11時から20時までとしました また、1テーブル・1グループ4人以内としました

7 申請金額の算出

1 店舗目の申請金額	⑫	44,000 × 24日 (要請日数) =	1,056,000円
------------	---	-----------------------	------------

※売上高方式で計算した場合に1日当たりの売上高が約8.3万円以下の店舗は、一律2.5万円となります。

それ以外の店舗は、別紙(3-1、3-2、3-3又は3-4)で算出した申請単価を記入してください。

☆郵送で申請される方は必ず提出して下さい。

申請単価計算シート

・本紙は売上高方式を選択した方の店舗ごとに1日当たりの売上高を計算するシートです。
簡易申請・通常申請、全ての申請者の方が共通で使用できます。

記入上の注意点

- ・参照基準年：参照する年に必ずチェックをつけてください。
- ・売上高は**税抜金額**で記入してください。
- ・1日当たりの売上高は、記入欄の数式に従って計算し、1円未満の金額は切り上げて整数で記入してください。

記入例

① 店舗の名称

店舗情報シート(別紙2)に記入した店舗名を記入してください

② 参照基準年

必ずチェックをつけてください

③ 基準年の10月の店舗売上高

選択した基準年の10月の売上高を**税抜金額**で記入してください

令和3年10月1日～10月24日実施分 申請単価計算シート

中小事業者向け ※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

別紙3-1
TK1503

1日当たりの売上高が8万3,333円以下の店舗は、一律2.5万円となり、申請単価計算シートによる算出は不要です。

1日当たりの店舗ごとの売上高の算出 ※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください

1	店舗目	参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input checked="" type="checkbox"/> 2020年	※該当年にチェックをつけてください。	
	店舗の名称	基準年の10月の店舗売上高	(A) 10月	4,500,000	円	
	① 居酒屋●●新宿店	基準年の10月の1日当たりの売上高	(A)	4,500,000	円 ÷ 暦日数31日 = (B)	145,162 円
	申請単価	1日当たりの売上高	(B)	145,162	円 × 0.3 (千円未満切上げ)	※1 44,000円

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

	店舗目	参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	※該当年にチェックをつけてください。	
	店舗の名称	基準年の10月の店舗売上高	(A) 10月		円	
		基準年の10月の1日当たりの売上高	(A)		円 ÷ 暦日数31日 = (B)	
	申請単価	1日当たりの売上高	(B)		円 × 0.3 (千円未満切上げ)	※1 円

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

	店舗目	参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	※該当年にチェックをつけてください。	
	店舗の名称	基準年の10月の店舗売上高	(A) 10月		円	
		基準年の10月の1日当たりの売上高	(A)		円 ÷ 暦日数31日 = (B)	
	申請単価	1日当たりの売上高	(B)		円 × 0.3 (千円未満切上げ)	※1 円

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

	店舗目	参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	※該当年にチェックをつけてください。	
	店舗の名称	基準年の10月の店舗売上高	(A) 10月		円	
		基準年の10月の1日当たりの売上高	(A)		円 ÷ 暦日数31日 = (B)	
	申請単価	1日当たりの売上高	(B)		円 × 0.3 (千円未満切上げ)	※1 円

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

申請単価計算シート

・本紙は売上高減少額方式を選択した方の店舗ごとに1日当たりの売上高を計算するシートです。
簡易申請・通常申請、全ての申請者の方共通で使用できます。

記入上の注意点

- ・参照基準年：参照する年に必ずチェックをつけてください。
- ・売上高は**税抜金額**で記入してください。
- ・1日当たりの売上高は、記入欄の数式に従って計算し、1円未満の金額は切り上げて整数で記入してください。

記入例

④ 店舗の名称

店舗情報シート(別紙2)に記入した店舗名を記入してください

⑤ 参照基準年

必ずチェックしてください

⑥ 基準年の10月の店舗売上高

選択した基準年の10月の売上高を**税抜金額**で記入してください

⑦ 基準年の1日当たりの売上高

10月の売上高を暦数(31日)で除し、1円未満を切り上げた金額を整数で記入してください

⑧ 2021年の10月の店舗売上高

2021年の10月の店舗の売上高を**税抜金額**で記入してください

⑨ 2021年の1日当たりの売上高

10月の売上高を暦数(31日)で除し、1円未満を切り上げた金額を整数で記入してください

⑩ 1日当たりの売上高減少額

⑦で算出した基準年の1日当たりの売上高(B)から⑨で算出した2021年の1日当たりの売上高(D)を引いた金額を記入してください

⑪ 申請単価

⑩で算出した1日当たりの売上高減少額に0.4を乗じ、千円未満を切り上げた整数又は⑦で算出した基準年の1日当たりの売上高に0.3を乗じ、千円未満を切り上げた整数のいずれか低い方が申請単価となります

令和3年10月1日～10月24日実施分 申請単価計算シート

中小事業者向け ※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

別紙3-2

売上高減少額方式用計算シート

1日当たりの店舗ごとの売上高の算出 ※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください

1 店舗目	参照基準年	<input checked="" type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	※該当年にチェックをつけてください。
店舗の名称	基準年の10月の店舗売上高	(A) 10月 9,000,000 円		
④ 居酒屋XX新宿店	基準年の10月の1日当たりの売上高	(A) 7 9,000,000 円 ÷ 暦日数31日 = (B) 290,323 円		
	2021年の10月(10/1~10/31)の店舗売上高	(C) 10月 3,000,000 円		
	2021年の10月の1日当たりの売上高	(C) 9 3,000,000 円 ÷ 暦日数31日 = (D) 96,775 円		
	1日当たりの売上高減少額	(E) 10 193,548 円 ← (B)-(D)の値		
	1日当たりの売上高減少額方式で単価算出	(E) 193,548 円 × 0.4 (千円未満切り上げ) = (F) 78,000 円		
	基準年の10月の1日当たりの売上高で単価算出	(B) 290,323 円 × 0.3 (千円未満切り上げ) = (G) 88,000 円		
	申請単価 ※上限20万円	(F)と(G)を比較し、金額の低い方を採用		※1 78,000 円

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

店舗目	参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	※該当年にチェックをつけてください。
店舗の名称	基準年の10月の店舗売上高	(A) 10月 円		
	基準年の10月の1日当たりの売上高	(A) 円 ÷ 暦日数31日 = (B) 円		
	2021年の10月(10/1~10/31)の店舗売上高	(C) 10月 円		
	2021年の10月の1日当たりの売上高	(C) 円 ÷ 暦日数31日 = (D) 円		
	1日当たりの売上高減少額	(E) 円 ← (B)-(D)の値		
	1日当たりの売上高減少額方式で単価算出	(E) 円 × 0.4 (千円未満切り上げ) = (F) 円		
	基準年の10月の1日当たりの売上高で単価算出	(B) 円 × 0.3 (千円未満切り上げ) = (G) 円		
	申請単価 ※上限20万円	(F)と(G)を比較し、金額の低い方を採用		※1 円

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

店舗目	参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	※該当年にチェックをつけてください。
店舗の名称	基準年の10月の店舗売上高	(A) 10月 円		
	基準年の10月の1日当たりの売上高	(A) 円 ÷ 暦日数31日 = (B) 円		
	2021年の10月(10/1~10/31)の店舗売上高	(C) 10月 円		
	2021年の10月の1日当たりの売上高	(C) 円 ÷ 暦日数31日 = (D) 円		
	1日当たりの売上高減少額	(E) 円 ← (B)-(D)の値		
	1日当たりの売上高減少額方式で単価算出	(E) 円 × 0.4 (千円未満切り上げ) = (F) 円		
	基準年の10月の1日当たりの売上高で単価算出	(B) 円 × 0.3 (千円未満切り上げ) = (G) 円		
	申請単価 ※上限20万円	(F)と(G)を比較し、金額の低い方を採用		※1 円

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

店舗目	参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	※該当年にチェックをつけてください。
店舗の名称	基準年の10月の店舗売上高	(A) 10月 円		
	基準年の10月の1日当たりの売上高	(A) 円 ÷ 暦日数31日 = (B) 円		
	2021年の10月(10/1~10/31)の店舗売上高	(C) 10月 円		
	2021年の10月の1日当たりの売上高	(C) 円 ÷ 暦日数31日 = (D) 円		
	1日当たりの売上高減少額	(E) 円 ← (B)-(D)の値		
	1日当たりの売上高減少額方式で単価算出	(E) 円 × 0.4 (千円未満切り上げ) = (F) 円		
	基準年の10月の1日当たりの売上高で単価算出	(B) 円 × 0.3 (千円未満切り上げ) = (G) 円		
	申請単価 ※上限20万円	(F)と(G)を比較し、金額の低い方を採用		※1 円

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

申請単価計算シート

・本紙は売上高方式を選択した方の店舗ごとに1日当たりの売上高を計算するシートです。
簡易申請・通常申請、全ての申請者の方が共通で使用できます。

記入上の注意点

- ・参照基準年：参照する年に必ずチェックをつけてください。
- ・売上高は**税抜金額**で記入してください。
- ・1日当たりの売上高は、記入欄の数式に従って計算し、1円未満の金額は切り上げて整数で記入してください。

記入例

令和3年10月1日～10月24日実施分 申請単価計算シート

中小事業者向け 別紙3-3

特例申請用計算シート(売上高方式用)

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

1日当たりの店舗ごとの売上高の算出 ※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください

2 店舗目 店舗名 **ダイニング●●**

2019年10月2日以降に開店された飲食店の場合
合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められない飲食店の場合

参照基準年 2020年 開店又は合併等の年月日 2020年 2月 1日

基準年の任意の1か月分の店舗売上高 (A) 3月 5,000,000円

基準年の1日当たりの売上高 (A) 5,000,000円 ÷ 暦日数 31日 = (B) 161,291円

2021年9月2日以降に開店された飲食店の場合

参照基準年 2021年

開店日～2021年9月30日までの店舗売上高 (C) 月 日 ~ 9月30日 (C) 円

基準年の1日当たりの売上高 (C) 円 ÷ 暦日数 日 = (D) 円

合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められる飲食店の場合

参照基準年 2019年 2020年

基準年の10月の1日当たりの売上高 基準年の10月の店舗売上高 円 ÷ 暦日数31日 = (E) 円

罹災特例対象の飲食店の場合

参照基準年 2018年

基準年の10月の1日当たりの売上高 基準年の10月の店舗売上高 円 ÷ 暦日数31日 = (F) 円

月次売上高が把握不能な場合

参照基準年 2019年 2020年 基準年の年度の店舗ごとの飲食業売上高 (G) 円

基準年の1日当たりの売上高 (G) 円 ÷ 暦日数 日 = (H) 円

店舗ごとの売上高が把握不能な場合 ●店舗一覧表(東京都以外の全国で展開している店舗を含む)の提出が必要です。

参照基準年 2019年 2020年

基準年の10月の飲食業売上高 (I) 10月 円

基準年の1日当たりの売上高 (I) 円 ÷ 店舗数 店舗 ÷ 暦日数31日 = (J) 円

店舗ごとの売上高が把握不能かつ、月次売上高が把握不能な場合 ●店舗一覧表(東京都以外の全国で展開している店舗を含む)の提出が必要です。

参照基準年 2019年 2020年 基準年の事業者全体の年度の飲食業売上高 (K) 円

基準年の1日当たりの売上高 (K) 円 ÷ 店舗数 店舗 ÷ 暦日数 日 = (L) 円

※1 2019年は365日、2020年は366日を記入してください。
※2 選択した事業年度末時点の店舗数を記入してください。

申請単価 算3 161,291円 × 0.3(千円未満切上げ) = 算4 49,000円

※3 上記計算で算出した(B)、(D)、(E)、(F)、(H)、(I)、(L)以外の店舗を記入してください。
※4 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

令和3年10月1日～10月24日実施分 申請単価計算シート

中小事業者向け 別紙3-4

特例申請用計算シート(売上高減少額方式用)

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。

1日当たりの店舗ごとの売上高の算出 ※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください

1 店舗目 店舗名 **ダイニング△△**

I: 基準年の1日の売上高計算用

2019年10月2日以降に開店された飲食店の場合
合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められない飲食店の場合

参照基準年 2020年

基準年の任意の1か月分の店舗売上高 (A) 1月 9,000,000円

基準年の1日当たりの売上高 (A) 9,000,000円 ÷ 暦日数 31日 = (B) 290,323円

2021年9月2日以降に開店された飲食店の場合

参照基準年 2021年

開店日～2021年9月30日までの店舗売上高 (C) 月 日 ~ 9月30日 (C) 円

基準年の1日当たりの売上高 (C) 円 ÷ 暦日数 日 = (D) 円

合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められる飲食店の場合

参照基準年 2019年 2020年

基準年の10月の1日当たりの売上高 基準年の10月の店舗売上高 円 ÷ 暦日数31日 = (E) 円

罹災特例対象の飲食店の場合

参照基準年 2018年

基準年の10月の1日当たりの売上高 基準年の10月の店舗売上高 円 ÷ 暦日数31日 = (F) 円

月次売上高が把握不能な場合

参照基準年 2019年 2020年 基準年の年度の店舗ごとの飲食業売上高 (G) 円

基準年の1日当たりの売上高 (G) 円 ÷ 店舗数 店舗 ÷ 暦日数 日 = (H) 円

店舗ごとの売上高が把握不能な場合 ●店舗一覧表(東京都以外の全国で展開している店舗を含む)の提出が必要です。

参照基準年 2019年 2020年

基準年の10月の飲食業売上高 (I) 10月 円

基準年の1日当たりの売上高 (I) 円 ÷ 店舗数 店舗 ÷ 暦日数31日 = (J) 円

店舗ごとの売上高が把握不能かつ、月次売上高が把握不能な場合 ●店舗一覧表(東京都以外の全国で展開している店舗を含む)の提出が必要です。

参照基準年 2019年 2020年 基準年の事業者全体の年度の飲食業売上高 (K) 円

基準年の1日当たりの売上高 (K) 円 ÷ 店舗数 店舗 ÷ 暦日数 日 = (L) 円

※1 2019年は365日、2020年は366日を記入してください。
※2 選択した事業年度末時点の店舗数を記入してください。

II: 2021年の1日の売上高計算用

2021年の10月(10/1～10/31)の店舗売上高 (a) 10月 3,000,000円

2021年の10月1日当たりの売上高 (a) 3,000,000円 ÷ 暦日数31日 = (b) 96,775円

III: 申請単価の計算

1日当たりの売上高減少額 1 (a)(B)、(D)、(E)、(F)、(H)、(I)、(L)以外の店舗の金額 290,323円 - 算5(b)の金額 96,775円 = (X) 193,548円

1日当たりの売上高減少額で算出された算出単価 (X) 193,548円 × 0.4 = (Y) 78,000円 (千円未満切上げ)

1日当たりの売上高で算出された算出単価 1 (a)(B)、(D)、(E)、(F)、(H)、(I)、(L)以外の店舗の金額 290,323円 × 0.3 = (Z) 88,000円 (千円未満切上げ)

申請単価 (Y)と(Z)と比較し、金額の低い方を採用 算6 78,000円

※3 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

13
2019年10月2日以降に開店した店舗、合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められない店舗の記入欄です

16
罹災特例対象の店舗の記入欄です

19
店舗ごとの売上高が把握不能かつ月次売上高が把握不能な店舗の記入欄です

14
開店から9月30日まで1か月に満たない店舗の記入欄です

17
月次の売上高が把握不能な店舗の記入欄です

20
算出した基準年の1日当たりの売上高に0.3を乗じ、千円未満を切り上げた整数が申請単価となります

15
合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められる店舗の記入欄です

18
店舗ごとの売上高が把握不能な店舗の記入欄です

遵守事項に関する確認書

別紙5



私は、営業時間短縮の要請に基づき、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年10月1日～10月24日実施分）」（以下「協力金」という。）の支給を申請するに当たり、下記の内容については間違いありません。

記

- ・必要な申請要件をすべて満たしています。
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書（令和3年10月1日～10月24日実施分）」に記載した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。虚偽が判明した場合は、協力金全額の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・飲食店等を運営する大企業（みなし大企業を含む。）ではなく、中小企業又は個人事業主であることに相違ありません。
- ・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・店舗名（屋号）及び所在する区市町村名の公表に応じます。
- ・これまでの感染拡大防止協力金の申請書類に記載された情報や「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。
- ・店舗・利用客双方による感染拡大防止対策の一層の徹底に向けた旗振り役として、店舗ごとに「コロナ対策リーダー」を選任し、利用客に感染防止マナーを促す活動を行います。
- ・店舗の営業にあたっては、業種別ガイドラインの以下の項目を遵守しています。
①アクリル板等の設置（座席の間隔の確保） ②手指消毒の徹底 ③食事中以外のマスク着用の推奨 ④換気の徹底
- ・申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ・飲食店又は喫茶店の業種に係る営業許可を有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・私は、店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・申請書類等に記載された情報を、国の支援金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関から求めがあった場合、その限度で提供することに同意します。
- ・国及び東京都等からの併給禁止の条件がある他の給付金や助成金を併給していません。

以上

令和 3年 10月 25日

東京都知事殿

所在地 ① 東京都新宿区西新宿2-8-1

法人名 ② 株式会社都庁産業

代表者職・氏名 ③ 代表取締役社長 東京太郎

※法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

(※) 過去の誓約書又は確認書は使用できません。

記入いただく内容は以下のとおりです。

注意

ゴム印・電子署名を使用せず、法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

	① 所在地	② 法人名	③ 代表者職・氏名
法人の場合	会社の所在地	法人名	代表者職名 ・ 代表者指名
個人の場合	個人事業主の住所		個人事業主氏名

支払金口座振替依頼書

(新規・変更用)

別紙6



TK1509

令和3年 10月 25日

東京都知事 殿

東京都から私に支払われる 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金(令和3年10月1日～10月24日実施分)は口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

①

依頼人 { 住所 東京都新宿区西新宿2-8-1
(連絡先電話番号 03(1234)5678)
氏名 株式会社都方産業 代表取締役社長 東京太郎

印

(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

②

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号(右詰めで記入)
都方 <small>銀行・信用金庫 信用組合・農協</small>	新宿 <small>本店 支店</small>	0002777	1	0012345

口座名義人(カタカナ) 30文字まで

④ カ) ト ナ ヨ ウ サ ン キ ヨ ウ

* 種目:預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1 普通、2 当座、4 貯蓄

ご注意

- 1 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 2 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- 3 変更の場合は変更箇所のみご記入ください。

① 依頼人

- ・協力金申請書・誓約書と同一の住所・氏名・電話番号を記入してください。
- ・法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名を記入してください。
- ・押印をしてください(法人の代表者印など)。

② 振込先金融機関・支店名・口座番号

- ・金融機関は東京都公金収納取扱金融機関のみご利用可能です。
- ・主な金融機関のコードはP29をご確認ください。
- ・支店コードは通帳等でご確認ください。
- ・ゆうちょ銀行の場合、通帳等に記載の記号・番号は支店コード・口座番号とは異なります。ゆうちょ銀行のホームページ又はお近くのゆうちょ銀行でご確認ください。
- ・口座番号は、お客様番号とは異なります。

③ 預金種目

- ・預金種目は次のコードを記入願います。
1 普通、2 当座、4 貯蓄

④ カナ口座名義人(左詰めで記入)

- ・預金通帳等の表紙裏面のカナ口座名義人を転記してください(姓と名の間にスペースがある場合はスペースも転記)。
- ・英数字や記号はカナに直さず、そのとおりに転記してください。
- ・カナ口座名義人が不明な場合は、金融機関へお問い合わせください。

(※) 過去の支払金口座振替依頼書は使用できません。

(※) 簡易申請の方は不要です。(口座の変更はできません)

取扱可能な金融機関のコード

コード	金融機関名
0001	みずほ銀行
0010	りそな銀行
0009	三井住友銀行
0005	三菱UFJ銀行

信託銀行

コード	金融機関名
0300	S M B C 信託銀行
0288	三菱UFJ信託銀行
0289	みずほ信託銀行
0294	三井住友信託銀行

その他の銀行等

コード	金融機関名
0398	あおぞら銀行
0397	新生銀行
0033	PayPay銀行
0401	シティバンク、エヌ・エイ
2963	中央労働金庫
0036	楽天銀行
9900	ゆうちょ銀行 ※東京都内、関東各県及び山梨県内に所在するゆうちょ銀行及び郵便局

コード	金融機関名
0542	愛知銀行
0129	足利銀行
0174	伊予銀行
0183	大分銀行
0185	鹿児島銀行
0509	北日本銀行
0137	きらぼし銀行
0522	京葉銀行
0179	佐賀銀行
0175	四国銀行
0125	七十七銀行
0153	十六銀行
0181	十八親和銀行
0532	大光銀行
0514	大東銀行
0134	千葉銀行
0168	中国銀行
0126	東邦銀行
0517	栃木銀行
0534	富山第一銀行
0190	西日本シティ銀行
0182	肥後銀行
0169	広島銀行
0513	福島銀行
0501	北洋銀行
0146	北國銀行
0562	みなと銀行
0569	もみじ銀行
0142	山梨中央銀行

コード	金融機関名
0117	青森銀行
0172	阿波銀行
0123	岩手銀行
0152	大垣共立銀行
0159	関西みらい銀行
0163	紀陽銀行
0508	きらやか銀行
0578	高知銀行
0167	山陰合同銀行
0149	静岡銀行
0151	清水銀行
0121	荘内銀行
0150	スルガ銀行
0164	但馬銀行
0135	千葉興業銀行
0131	筑波銀行
0124	東北銀行
0166	鳥取銀行
0543	名古屋銀行
0143	八十二銀行
0155	百五銀行
0147	福井銀行
0140	第四北越銀行
0144	北陸銀行
0154	三十三銀行
0184	宮崎銀行
0122	山形銀行
0138	横浜銀行
0119	秋田銀行

コード	金融機関名
161	池田泉州銀行
576	愛媛銀行
188	沖縄銀行
191	北九州銀行
158	京都銀行
128	群馬銀行
17	埼玉りそな銀行
157	滋賀銀行
538	静岡中央銀行
130	常陽銀行
512	仙台銀行
178	筑邦銀行
544	中京銀行
526	東京スター銀行
516	東和銀行
145	富山銀行
162	南都銀行
525	東日本銀行
173	百十四銀行
177	福岡銀行
120	北都銀行
116	北海道銀行
118	みちのく銀行
133	武蔵野銀行
170	山口銀行
187	琉球銀行

信用金庫

コード	金融機関名
1000	信金中央金庫
1327	足立成和信用金庫
1283	川崎信用金庫
1336	西京信用金庫
1282	湘南信用金庫
1345	昭和信用金庫
1348	世田谷信用金庫
1321	東栄信用金庫
1311	東京シティ信用金庫
1253	飯能信用金庫
1280	横浜信用金庫

コード	金融機関名
1252	青木信用金庫
1358	青梅信用金庫
1305	興産信用金庫
1310	さわやか信用金庫
1344	城南信用金庫
1356	巣鴨信用金庫
1352	瀧野川信用金庫
1349	東京信用金庫
1320	東京東信用金庫
1346	目黒信用金庫

コード	金融機関名
1303	朝日信用金庫
1323	亀有信用金庫
1326	小松川信用金庫
1319	芝信用金庫
1351	城北信用金庫
1341	西武信用金庫
1360	多摩信用金庫
1333	東京三協信用金庫
1262	東京ベイ信用金庫
1386	山梨信用金庫

農業協同組合

コード	金融機関名
5039	秋川農業協同組合
5100	東京スマイル農業協同組合
5055	東京南農業協同組合
5037	西多摩農業協同組合
5070	マイنز農業協同組合
5095	世田谷目黒農業協同組合
5094	東京中央農業協同組合
5077	東京みらい農業協同組合
5030	西東京農業協同組合
5060	町田市農業協同組合
5097	東京あおば農業協同組合
5072	東京みどり農業協同組合
5087	東京むさし農業協同組合
5050	八王子市農業協同組合
3013	東京都信用農業協同組合連合会 ※本店、八丈島代理店及び小笠原島代理店

信用組合

コード	金融機関名
2010	全国信用協同組合連合会
2241	共立信用組合
2243	七島信用組合
2254	第一勸業信用組合
2215	東京証券信用組合
2210	東浴信用組合
2211	文化産業信用組合

コード	金融機関名
2060	あすか信用組合
2271	警視庁職員信用組合
2231	青和信用組合
2248	大東京信用組合
2274	東京消防信用組合
2235	中ノ郷信用組合

コード	金融機関名
2226	東信用組合
2229	江東信用組合
2202	全東栄信用組合
2224	東京厚生信用組合
2276	東京都職員信用組合
2277	ハナ信用組合

協力金の申請者と営業許可書の名義が異なる場合等に提出が必要となる 「飲食店等営業許可書に係る確認書」記入例

別紙7 申請者と営業許可書の名義が異なる場合 (業務委託、共同経営など)

協力金の申請者と営業許可書の名義が異なる場合に提出が必要です。

- ・ 賃貸借契約、業務委託契約等の相手方(施設管理者)が許可書を有する場合
- ・ 共同代表など、経営上のパートナー等が許可書を有する場合など

別紙7

飲食店等営業許可書に係る確認書

東京都知事 殿

【対象店舗】

(名称) **居酒屋●●新宿店**

(所在地) **新宿区西新宿2-8-1**

(営業許可番号) **31新保衛食第0000号**

上記店舗に対する東京都の「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」については、実態として店舗を運営する申請者(乙)が代表して申請し、受領することを承諾します。

営業許可書上の営業者(甲)は自ら申請を行わず、かつ、その他の店舗運営者がある場合にも、乙を本件の代表者とするものといたします。

【飲食店営業許可書の営業者(甲) 自署欄】

記入日: 令和 3 年 10 月 25 日

住 所 **新宿区西新宿1-0-0**

氏 名 **株式会社都方産業 代表取締役社長 東京太郎**

電 話 番 号 **03-1234-5678**

【申請者(乙) 自署欄】

記入日: 令和 3 年 10 月 25 日

本社(代表者)所在地 **新宿区東新宿2-0-0**

事業者名 **新宿花子**

代表者名 **新宿花子**

電 話 番 号 **03-9876-5432**

別紙8 施設の管理者が一括して申請する場合 (フードコートなど)

営業許可書の営業者が店子等に代わり申請する場合に提出が必要です。

- ・ 1枚の営業許可書に複数の施設利用者がある場合
- ・ 委託の発注者が店子に代わり申請する場合 など

別紙8

飲食店等営業許可書に係る確認書

東京都知事 殿

【対象店舗】

(名称) **新宿フードコート**

(所在地) **新宿区西新宿2-8-1**

(営業許可番号) **31新保衛食第0000号**

上記店舗に対する東京都の「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」については、営業許可書に記載の営業者である私が代表して申請し、受領することといたします。

【飲食店営業許可書の営業者 自署欄】

記入日: 令和 3 年 10 月 25 日

住 所 **新宿区西新宿1-0-0**

氏 名 **株式会社都方産業 代表取締役社長 東京太郎**

電 話 番 号 **03-1234-5678**

なお、施設内の店舗運営者に対しては以下のとおり確認済みです。

【店舗運営者 自署欄】

記入日: 令和 3 年 10 月 25 日

事業者名 **●●飯店** / **有限会社新宿商店**

代表者名 **代表取締役社長 新宿花子**

電 話 番 号 **03-9876-5432**

- ① ・ 営業許可書の営業者と同一です。
・ 自署が必要です。
・ 法人の場合、氏名ゴム印+代表者印、又は役職者自署+社印でも可です。ただし、氏名ゴム印+私印は不可です。

- ② ・ 協力金の申請者と同一です。
・ 自署が必要です。
・ 法人の場合、氏名ゴム印+代表者印、又は役職者自署+社印でも可です。ただし、氏名ゴム印+私印は不可です。

甲乙の関係がわかる書類とともに提出してください。
(例) 賃貸借契約書、業務委託契約書、
確定申告書(青色決算報告書のp.2) など

- ③ ・ 営業許可書の営業者と同一です。
・ 自署が必要です。
・ 法人の場合、氏名ゴム印+代表者印でも可です。

- ④ ・ 自署が必要です。
・ 法人の場合、氏名ゴム印+代表者印でも可です。
ただし、代表者の私印は不可です。

甲乙の関係がわかる書類とともに提出してください。
(例) 賃貸借契約書(図面含め全体)、
業務委託契約書(図面含め全体) など

✂ 切り取ってご使用ください ✂

中小事業者向け



別紙 1

営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 申請書 (令和3年10月1日～10月24日実施分)

TK1501

東京都知事 殿

東京都からの営業時間短縮の要請に基づき、以下のとおり取り組んだため、営業時間短縮等に係る感染拡大防止協力金を申請します。
なお、記載した(チェックした)事項については事実と相違ありません。

記入日 令和 年 月 日

1 申請者の情報

法人の方												
所在地	〒									都・道 府・県	区・市 町・村	
フリガナ							代表者職名					
法人名							代表者氏名					
中小企業者であること の確認 ※2をチェックした場合は 記入不要です	資本金 (又は出資金)					万円	中小企業基本法 上の業種			常時雇用する 従業員数		人
法人番号											※13桁で必ずご記入ください。	

個人事業主の方												
住所	〒									都・道 府・県	区・市 町・村	
フリガナ							生年月日	明治・大正・昭和・平成				
氏名								年		月	日	
日中連絡が取れる方	フリガナ							電話番号				
	氏名											

2 今までの営業時間短縮協力金の申請状況

申請状況	<input type="checkbox"/>	東京都の営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金の「令和3年4月12日～5月11日実施分」「令和3年5月12日～5月31日実施分」「令和3年6月1日～6月20日実施分」「令和3年6月21日～7月11日実施分」の支給決定通知を持っています。
申込番号		※「令和3年4月12日～5月11日実施分」「令和3年5月12日～5月31日実施分」「令和3年6月1日～6月20日実施分」「令和3年6月21日～7月11日実施分」の支給決定通知に記載の申込番号(8桁～10桁)を左詰めでご記入ください。

3 支給額の算出方法

<p>※いずれかに必ず チェックをつけて ください。</p> <p>※店舗ごとに方式を 選択することは できません。</p>	<input type="checkbox"/>	売上高方式	2019年又は2020年の10月の1日当たりの売上高により支給額を算出します。 8万3,333円以下：一律2.5万円×24日(要請日数) 8万3,333円超25万円以下：1日当たりの売上高×0.3×24日(要請日数) 千円未満切上げ 25万円超：一律7.5万円×24日(要請日数)
	<input type="checkbox"/>	売上高減少額方式	① (2019年又は2020年の10月の1日当たりの売上高 - 2021年の10月の1日当たりの売上高) × 0.4 × 24日(要請日数) 千円未満切上げ 又は ② 2019年又は2020年の10月の1日当たりの売上高×0.3×24日(要請日数) ※上限：①又は②の低い額(上限20万円)

※ 支給額は、店舗ごとの「1日当たりの売上高」を基に算出します。「1日当たりの売上高」は、営業時間短縮要請期間(10月)の売上高総額を31日(10月の暦日数)で除すことにより算出した金額です(消費税及び地方消費税は除きます)。

4 特例申請する店舗の有無

特例申請する店舗の有無	<input type="checkbox"/>	特例申請なし
	<input type="checkbox"/>	特例申請あり

5 今回申請する店舗数、営業時間短縮協力金

今回申請する店舗数	合計		店舗
今回申請する協力金	合計		円

※申請準備計算シート及び店舗情報シートを用いて計算した後、申請金額合算シートで申請金額の合計を算出して記入してください。

中小事業者向け
店舗情報シート

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。



別紙 2

TK1502

6 営業時間短縮等を行った店舗の情報 【 店舗目 】

基本情報	フリガナ	<input type="text"/>	電話番号	<input type="text"/>			
	店舗名称	<input type="text"/>					
	所在地	〒	<input type="text"/>	都	<input type="text"/>	区市町村	<input type="text"/>
		営業許可書の番号	<input type="text"/>				
	従前の営業時間と酒類又はカラオケ設備の提供状況 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。	<input type="checkbox"/>	感染防止徹底点検済証の交付を受け、店頭に掲示している (要請期間途中からの交付・掲示を含む)			取組内容欄①または②を チェックしてください。	
	<input type="checkbox"/>	感染防止徹底点検済証の交付を受けていない 又は 交付を受けているが店頭に掲示していない			取組内容欄③をチェック してください。		

※簡易申請で、前回申請した店舗と同一の店舗の場合は所在地の記入は不要です。

※営業許可書の番号は、数字だけでなく、漢字、カタカナ、記号（ハイフン等）も含めて、全て記入してください。

申請の際に添付する営業許可書の番号と、上の欄に記載する番号が異なる場合、申請が受理されない場合がありますのでお間違いのないよう、記入してください。

※申請の際に添付する「営業時間短縮及び酒類の提供時間の状況が確認できる書類」の内容と異なる場合には、申請が受理されない場合があります。

取組内容	ステッカーの掲示	<input type="checkbox"/>	ガイドラインを遵守の上、「感染防止徹底宣言ステッカー」または「感染防止徹底点検済証」を、店舗の顧客が見やすい場所に掲示しました。 ※必ずチェックをつけてください。
	コロナ対策リーダーの選任	<input type="checkbox"/>	申請する店舗でリーダーを選任し、都のホームページに登録しています。 ※必ずチェックをつけてください。
	カラオケ提供状況	<input type="checkbox"/>	(飲食を主として業とする店舗) カラオケ設備の利用を自粛しました (飲食を主として業とする店舗以外) 利用者の密を避ける等、感染対策を徹底しました 又は カラオケ設備を従来から利用していません ※必ずチェックをつけてください。
	営業時間と酒類提供時間の短縮等 ※いずれかに必ずチェックをつけてください。	①	<input type="checkbox"/>
②		<input type="checkbox"/>	従来21時を超え、朝5時までの間に営業していたが、令和3年10月1日から10月24日までの間、感染防止徹底点検済証の交付を受けるまでは5時から20時までの間に営業時間を短縮し、酒類の提供を自粛しました その後、感染防止徹底点検済証の交付を受け、店頭に掲示してからは、5時から21時までの間に営業時間を短縮し、酒類の提供は11時から20時までとした上で、1テーブル・1グループ4人以内としました
③		<input type="checkbox"/>	従来20時を超え、朝5時までの間に営業していたが、令和3年10月1日から10月24日までの間、5時から20時までの間に営業時間を短縮し、酒類の提供を自粛しました

7 申請金額の算出

店舗目の申請金額	※1 <input type="text"/>	×	24日 (要請日数)	=	<input type="text"/>
----------	-------------------------	---	------------	---	----------------------

※ 売上高方式で計算した場合に1日当たりの売上高が約8.3万円以下の店舗は、一律2.5万円となります。

それ以外の店舗は、別紙（3-1、3-2、3-3又は3-4）で算出した申請単価を記入してください。

切り取ってご使用ください



遵守事項に関する確認書

私は、営業時間短縮の要請に基づき、「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金（令和3年10月1日～10月24日実施分）」（以下「協力金」という。）の支給を申請するに当たり、下記の内容については間違いありません。

記

- ・必要な申請要件をすべて満たしています。
- ・「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金申請書（令和3年10月1日～10月24日実施分）」に記載した事項及び添付書類について、事実と相違ありません。虚偽が判明した場合は、協力金全額の返還等に応じるとともに、協力金と同額の違約金を支払います。
- ・飲食店等を運営する大企業（みなし大企業を含む。）ではなく、中小企業又は個人事業主であることに相違ありません。
- ・東京都から検査・報告・是正のための措置の求めがあった場合は、これに応じます。
- ・店舗名（屋号）及び所在する区市町村名の公表に応じます。
- ・これまでの感染拡大防止協力金の申請書類に記載された情報や「感染防止徹底宣言ステッカー」作成フォームにおける登録情報を本協力金の審査等において利用することに同意します。
- ・店舗・利用客双方による感染拡大防止対策の一層の徹底に向けた旗振り役として、店舗ごとに「コロナ対策リーダー」を選任し、利用客に感染防止マナーを促す活動を行います。
- ・店舗の営業にあたっては、業種別ガイドラインの以下の項目を遵守しています。
 - ①アクリル板等の設置（座席の間隔の確保）
 - ②手指消毒の徹底
 - ③食事中以外のマスク着用の推奨
 - ④換気の徹底
- ・申請書類等に記載された情報を税務情報として使用することに同意します。
- ・飲食店又は喫茶店の業種に係る営業許可を有しており、それを証明するものを添付しています。
- ・私は、店舗の代表者等であり、申請店舗を運営し、営業時間短縮等を行う権限を有しています。また、申請内容に疑義があった場合に、東京都が申請店舗の関係者に対して、本申請の内容について調査することに同意します。
- ・代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員等が東京都暴力団排除条例第2条第2号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員、同条第4号に規定する暴力団関係者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しません。また、上記の暴力団、暴力団員及び暴力団関係者が経営に事実上参画していません。
- ・申請書類等に記載された情報を、国の支援金等の支給要件の該当性等を審査するために必要であるとして国の行政機関から求めがあった場合、その限度で提供することに同意します。
- ・国及び東京都等からの併給禁止の条件がある他の給付金や助成金を併給していません。

以上

令和 年 月 日

東京都知事殿

所在地 _____

法人名 _____

代表者職・氏名 _____

※法人の代表者又は個人事業主が自署してください。

支払金口座振替依頼書

(新規・変更用)

別紙 6



TK1509

年 月 日

東京都知事 殿

東京都から私に支払われる 営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金 (令和3年10月1日～10月24日実施分) は口座振替により受領することを希望します。ついては、今後下記の口座に口座振替の方法をもって振り込んでください。

依頼人 { 住所
(連絡先電話番号 ())
氏名



(法人の場合は、法人名及び代表者職・氏名)

振込先金融機関名	本・支店名	金融機関・支店コード	種目	口座番号 (右詰めで記入)
銀行・信用金庫	本店			
信用組合・農協	支店			
口座名義人 (カタカナ) 30文字まで				

* 種目：預金種目は、次のコードを記入願います。 : 1 普通、2 当座、4 貯蓄

ご注意

- 1 新規・変更の該当する部分を○で囲んでください。
- 2 振込先の口座は依頼人ご本人の口座に限ります。(法人の場合は当該法人の口座に限ります。)
- 3 変更の場合は変更箇所のみご記入ください。

切り取ってご使用ください



TK1510

飲食店等営業許可書に係る確認書

東京都知事 殿

【対象店舗】

(名称) _____

(所在地) _____

(営業許可番号) _____

上記店舗に対する東京都の「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」については、実態として店舗を運営する申請者（乙）が代表して申請し、受領することを承諾します。

営業許可書上の営業者（甲）は自ら申請を行わず、かつ、その他の店舗運営者がある場合にも、乙を本件の代表者とするものといたします。

【飲食店営業許可書の営業者（甲） 自署欄】

記入日：令和 年 月 日

住 所

〔法人の場合は本社
所在地〕 _____

氏 名

〔法人の場合は法人名
及び確認者職氏名〕 _____

電 話 番 号 _____

【申請者（乙） 自署欄】

記入日：令和 年 月 日

本社（代表者）

所 在 地 _____

事 業 者 名

(法人名又は屋号) _____

代 表 者 名

(個人事業主氏名) _____

電 話 番 号 _____

飲食店等営業許可書に係る確認書



TK1511

東京都知事 殿

【対象店舗】	
(名称)	_____
(所在地)	_____
(営業許可番号)	_____

上記店舗に対する東京都の「営業時間短縮に係る感染拡大防止協力金」については、営業許可書に記載の事業者である私が代表して申請し、受領することといたします。

【飲食店営業許可書の事業者 自署欄】	
	記入日：令和 年 月 日
住所 (法人の場合は本社所在地)	_____
氏名 (法人の場合は法人名及び代表者氏名 ※ゴム印+代表者印も可)	_____
電話番号	_____

なお、施設内の店舗運営者に対しては以下のとおり確認済みです。

【店舗運営者 自署欄】	
頭書の内容について、異議はありません。店舗単独での協力金申請は行いません。	
	記入日：令和 年 月 日
(屋号・店舗名)	(法人名)
事業者名 (屋号及び法人名)	_____ / _____
代表者名 (個人事業主氏名)	_____
電話番号	_____

切り取ってご使用ください

中小事業者向け

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。



別紙3-1

売上高方式用計算シート

TK1503

1日当たりの売上高が8万3,333円以下の店舗は、一律2.5万円となり、申請単価計算シートによる算出は不要です。

1日当たりの店舗ごとの売上高の算出 ※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください

店舗目	参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	※該当年にチェックをつけてください。	
店舗の名称	基準年の10月の店舗売上高	(A) 10月	円		
	基準年の10月の1日当たりの売上高	(A)	円 ÷ 暦日数31日 = (B)	円	
	申請単価	1日当たりの売上高 (B)	円 × 0.3 (千円未満切上げ) =	※1	円

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

店舗目	参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	※該当年にチェックをつけてください。	
店舗の名称	基準年の10月の店舗売上高	(A) 10月	円		
	基準年の10月の1日当たりの売上高	(A)	円 ÷ 暦日数31日 = (B)	円	
	申請単価	1日当たりの売上高 (B)	円 × 0.3 (千円未満切上げ) =	※1	円

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

店舗目	参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	※該当年にチェックをつけてください。	
店舗の名称	基準年の10月の店舗売上高	(A) 10月	円		
	基準年の10月の1日当たりの売上高	(A)	円 ÷ 暦日数31日 = (B)	円	
	申請単価	1日当たりの売上高 (B)	円 × 0.3 (千円未満切上げ) =	※1	円

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

店舗目	参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	※該当年にチェックをつけてください。	
店舗の名称	基準年の10月の店舗売上高	(A) 10月	円		
	基準年の10月の1日当たりの売上高	(A)	円 ÷ 暦日数31日 = (B)	円	
	申請単価	1日当たりの売上高 (B)	円 × 0.3 (千円未満切上げ) =	※1	円

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

切り取ってご使用ください

中小事業者向け

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。



別紙3-2

売上高減少額方式用計算シート

TK1504

1日当たりの店舗ごとの売上高の算出 ※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください

店舗目	参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	※該当年にチェックをつけてください。	
店舗の名称	基準年の10月の店舗売上高	(A) 10月	円		
	基準年の10月の1日当たりの売上高	(A)	円 ÷ 暦日数31日 = (B)	円	
	2021年の10月(10/1～10/31)の店舗売上高	(C) 10月	円		
	2021年の10月の1日当たりの売上高	(C)	円 ÷ 暦日数31日 = (D)	円	
	1日当たりの売上高減少額	(E)	円	← (B) - (D) の値	
	1日当たりの売上高減少額方式で単価算出	1日当たりの売上高減少額 (E)	円 × 0.4 (千円未満切上げ) = (F)		円
	基準年の10月の1日当たりの売上高で単価算出	1日当たりの売上高 (B)	円 × 0.3 (千円未満切上げ) = (G)		円
	申請単価 ※上限20万円	(F)と(G)を比較し、金額の低い方を採用			※1 円

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

店舗目	参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	※該当年にチェックをつけてください。	
店舗の名称	基準年の10月の店舗売上高	(A) 10月	円		
	基準年の10月の1日当たりの売上高	(A)	円 ÷ 暦日数31日 = (B)	円	
	2021年の10月(10/1～10/31)の店舗売上高	(C) 10月	円		
	2021年の10月の1日当たりの売上高	(C)	円 ÷ 暦日数31日 = (D)	円	
	1日当たりの売上高減少額	(E)	円	← (B) - (D) の値	
	1日当たりの売上高減少額方式で単価算出	1日当たりの売上高減少額 (E)	円 × 0.4 (千円未満切上げ) = (F)		円
	基準年の10月の1日当たりの売上高で単価算出	1日当たりの売上高 (B)	円 × 0.3 (千円未満切上げ) = (G)		円
	申請単価 ※上限20万円	(F)と(G)を比較し、金額の低い方を採用			※1 円

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

店舗目	参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	※該当年にチェックをつけてください。	
店舗の名称	基準年の10月の店舗売上高	(A) 10月	円		
	基準年の10月の1日当たりの売上高	(A)	円 ÷ 暦日数31日 = (B)	円	
	2021年の10月(10/1～10/31)の店舗売上高	(C) 10月	円		
	2021年の10月の1日当たりの売上高	(C)	円 ÷ 暦日数31日 = (D)	円	
	1日当たりの売上高減少額	(E)	円	← (B) - (D) の値	
	1日当たりの売上高減少額方式で単価算出	1日当たりの売上高減少額 (E)	円 × 0.4 (千円未満切上げ) = (F)		円
	基準年の10月の1日当たりの売上高で単価算出	1日当たりの売上高 (B)	円 × 0.3 (千円未満切上げ) = (G)		円
	申請単価 ※上限20万円	(F)と(G)を比較し、金額の低い方を採用			※1 円

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

店舗目	参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	※該当年にチェックをつけてください。	
店舗の名称	基準年の10月の店舗売上高	(A) 10月	円		
	基準年の10月の1日当たりの売上高	(A)	円 ÷ 暦日数31日 = (B)	円	
	2021年の10月(10/1～10/31)の店舗売上高	(C) 10月	円		
	2021年の10月の1日当たりの売上高	(C)	円 ÷ 暦日数31日 = (D)	円	
	1日当たりの売上高減少額	(E)	円	← (B) - (D) の値	
	1日当たりの売上高減少額方式で単価算出	1日当たりの売上高減少額 (E)	円 × 0.4 (千円未満切上げ) = (F)		円
	基準年の10月の1日当たりの売上高で単価算出	1日当たりの売上高 (B)	円 × 0.3 (千円未満切上げ) = (G)		円
	申請単価 ※上限20万円	(F)と(G)を比較し、金額の低い方を採用			※1 円

※1 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

切り取ってご使用ください

中小事業者向け

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。



別紙 3-3

特例申請用計算シート
(売上高方式用)

TK1505

1日当たりの店舗ごとの売上高の算出 ※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください

店舗目	店舗名
-----	-----

・2019年10月2日以降に開店された飲食店の場合
・合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められない飲食店の場合

参照基準年	年	開店又は合併等の年月日	年	月	日	
基準年の任意の1か月分の店舗売上高	(A)	月	円			
基準年の1日当たりの売上高	(A)	円	÷ 暦日数	日	= (B)	円

2021年9月2日以降に開店された飲食店の場合

参照基準年	2021年
開店日～2021年9月30日までの店舗売上高	月 日 ～ 9月30日 (C) 円
基準年の1日当たりの売上高	(C) 円 ÷ 暦日数 日 = (D) 円

合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められる飲食店の場合

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年
基準年の10月の1日当たりの売上高	基準年の10月の店舗売上高	円 ÷ 暦日数31日 = (E) 円

罹災特例対象の飲食店の場合

参照基準年	2018年	
基準年の10月の1日当たりの売上高	基準年の10月の店舗売上高	円 ÷ 暦日数31日 = (F) 円

月次売上高が把握不能な場合

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	基準年の年間の店舗ごとの飲食業売上高	(G)	円
基準年の1日当たりの売上高	(G)	円 ÷ 暦日数	※1	日	= (H) 円

店舗ごとの売上高が把握不能な場合 ●店舗一覧表（東京都以外の全国で展開している店舗を含む）の提出が必要です。

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年			
基準年の10月の飲食業売上高	(I) 10月	円			
基準年の1日当たりの売上高	(I)	円 ÷ 店舗数	※2	店 ÷ 暦日数31日 = (J)	円

店舗ごとの売上高が把握不能かつ、月次売上高が把握不能な場合 ●店舗一覧表（東京都以外の全国で展開している店舗を含む）の提出が必要です。

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	基準年の事業者全体の年度の飲食業売上高	(K)	円	
基準年の1日当たりの売上高	(K)	円 ÷ 店舗数	※2	店 ÷ 暦日数	※1	日 = (L) 円

※1 2019年は365日、2020年は366日を記入してください。

※2 選択した事業年度末時点の店舗数を記入してください。

申請単価	※3	円	× 0.3 (千円未満切上げ)	=	※4	円
------	----	---	-----------------	---	----	---

※3 上記計算で算出された (B)、(D)、(E)、(F)、(H)、(J)、(L) いずれかの金額を記入してください。

※4 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

切り取ってご使用ください

中小事業者向け

※この用紙を適宜コピーしてご使用ください。



別紙3-4

特例申請用計算シート
(売上高減少額方式用)

TK1506

1日当たりの店舗ごとの売上高の算出 ※売上高は全て消費税及び地方消費税を除いた金額で記入してください

店舗目	店舗名
-----	-----

I : 基準年の1日の売上高計算用

・2019年10月2日以降に開店された飲食店の場合
・合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められない飲食店の場合

参照基準年	年	
基準年の任意の1か月分の店舗売上高	(A) 月	円
基準年の1日当たりの売上高	(A) 円 ÷ 暦日数	日 = (B) 円

2021年9月2日以降に開店された飲食店の場合

参照基準年	2021年	
開店日～2021年9月30日までの店舗売上高	月 日 ~ 9月30日	(C) 円
基準年の1日当たりの売上高	(C) 円 ÷ 暦日数	日 = (D) 円

合併・法人成り・事業承継などで事業の継続性が認められる飲食店の場合

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年
基準年の10月の1日当たりの売上高	基準年の10月の店舗売上高	円 ÷ 暦日数31日 = (E) 円

罹災特例対象の飲食店の場合

参照基準年	2018年	
基準年の10月の1日当たりの売上高	基準年の10月の店舗売上高	円 ÷ 暦日数31日 = (F) 円

月次売上高が把握不能な場合

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	基準年の年間の店舗ごとの飲食業売上高	(G) 円
基準年の1日当たりの売上高	(G) 円 ÷ 暦日数	※1 日 = (H) 円		

店舗ごとの売上高が把握不能な場合 ●店舗一覧表（東京都以外の全国で展開している店舗を含む）の提出が必要です。

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年
基準年の10月の飲食業売上高	(I) 10月	円
基準年の1日当たりの売上高	(I) 円 ÷ 店舗数	※2 店 ÷ 暦日数31日 = (J) 円

店舗ごとの売上高が把握不能かつ、月次売上高が把握不能な場合 ●店舗一覧表（東京都以外の全国で展開している店舗を含む）の提出が必要です。

参照基準年	<input type="checkbox"/> 2019年	<input type="checkbox"/> 2020年	基準年の事業者全体の年度の飲食業売上高	(K) 円
基準年の1日当たりの売上高	(K) 円 ÷ 店舗数	※2 店 ÷ 暦日数	※1 日 = (L) 円	

※1 2019年は365日、2020年は366日を記入してください。
※2 選択した事業年度末時点の店舗数を記入してください。

II : 2021年の1日の売上高計算用

2021年の10月(10/1～10/31)の店舗売上高	(a) 10月	円
2021年の10月の1日当たりの売上高	(a) 円 ÷ 暦日数31日 =	(b) 円

III : 申請単価の計算

1日当たりの売上高減少額	Iの(B)、(D)、(E)、(F)、(H)、(J)、(L) いずれかの金額	円 -	IIの(b)の金額	円 =	(X) 円
1日当たりの売上高減少額で単価算出 ※上限20万円	(X)	円 ×	0.4 =	(Y)	円 (千円未満切上げ)
1日当たりの売上高で単価算出	Iの(B)、(D)、(E)、(F)、(H)、(J)、(L) いずれかの金額	円 ×	0.3 =	(Z)	円 (千円未満切上げ)
申請単価	(Y)と(Z) 比較し、金額の低い方を採用				※3 円

※3 対応する店舗情報シートに申請単価を転記してください。

切り取ってご使用ください

-MEMO-

-MEMO-

-MEMO-

-MEMO-

感染拡大防止協力金等コールセンター

(電話) **0570-0567-92** (受付時間) 9:00~19:00 まで(土、日、祝日も開設しています)